

第一百九十八回

參議院外交防衛委員会會議録第十七号

(二五六)

令和元年六月十三日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

朝日健太郎君

小西洋之君

補欠選任

山田宏君

又市征治君

出席者は左のとおり。

委員長

渡邊

美樹君

理事

堀井信介君

未松信介君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

高瀬弘美君

猪口邦子君

小西洋之君

杉尾秀哉君

福山哲郎君

山本一太君

徳茂雅之君

堀井巖君

小西洋之君

山田宏君

又市征治君

佐藤正久君

宇都隆史君

中西哲君

三宅伸吾君

大野元裕君

障環境の中で、我が国が平和国家として更に力強く歩んでいくためには、我が国自身が、国民の生

命、身体、財産と領土、領海、領空を主体的、自
主的努力によって守る体制を強化する必要があ
ります。このような認識の下、専守防衛を前提
に、従来の延長線上ではない、真に実効的な防衛
力のあるべき姿を見定め、新たな防衛大綱と中期
防を策定いたしました。

新たな防衛大綱では、まず、我が国にとつて望
ましい安全保障環境を創出すること、また、我が
国に脅威が及ぶことを抑止すること、そして、万
能の目標を明確に示し、この達成に必要な三つの
手段をそれぞれ強化することとしています。

第一に、我が国の防衛体制の強化です。
防衛力は、安全保障の最終的な担保です。これ
までに直面したことのない安全保障環境の現実の
下で、国家として存立を全うするため、我が國の
主体的、自主的努力によって防衛力の質、量を
強化していかなければなりません。宇宙、サイ
バー、電磁波を含む全ての領域の能力を有機的に
融合させる領域横断作戦を行うことができ、ま
た、平時から有事までのあらゆる段階において、
柔軟かつ戦略的な活動を常時継続的に実施でき
る、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛
力を構築してまいります。

第二に、日米同盟の強化です。
日本安全保障体制を中心とする日米同盟は、我
が国のみならず、インド太平洋地域、さらには国
際社会の平和と安定及び繁栄に大きな役割を果た
しています。日米防衛協力のための指針の下、日
米同盟の抑止力、対処力の強化や、自由で開かれた
な海洋秩序の維持強化を含む幅広い分野における
協力の強化、拡大を行ってまいります。

また、在日米軍再編を着実に進め、特に、沖縄
については、近年、米軍施設・区域の返還等、負
担軽減を一層推進していけるところですが、引
き続き、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施

設・区域の整理、統合、縮小、負担の分散等によ
り、地元の負担軽減を図つてまいります。

第三に、安全保障協力の強化です。
自由で開かれたインド太平洋というビジョンを
踏まえ、防衛力を積極的に活用しながら、地域の
特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的、多層
的な安全保障協力を戦略的に推進します。この
際、日米同盟を基軸とし、普遍的価値や安全保障
上の利益を共有する国々との緊密な連携を図つて
まいります。

これらの実現に向けた防衛力の強化は、格段に
速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、
従来と異なる速度で行わなければなりません。新
たな防衛大綱及び中期防では、特に優先すべき事
項を可能な限り早期に強化するため、既存の予
算、人員の配分に固執することなく、資源を柔軟
かつ重点的に配分することとしています。

具体的には、領域横断作戦に必要な能力を優先
的に行なうこととしており、特に、宇宙、サイ
バー、電磁波の領域における能力、海空領域にお
ける能力、スタンドオフ防衛能力、総合ミサイル
防空能力、機動展開能力、防衛力の持続性、強靭
性を重視しています。

同時に、人的基盤の強化、装備体系の見直し、
技術基盤の強化、装備調達の最適化、産業基盤の
強靭化、情報機能の強化にも優先的に取り組んで
まいります。

あわせて、訓練・演習、衛生、地域コミュニニ
ティーとの連携、知的基盤にもしっかりと取り組
んでまいります。

これらに必要な事業を積み上げた結果、令和元
年度から五年間の新たな中期防における防衛力整
備の水準は、おおむね二十七兆四千七百億円程度
を目指としています。その上で、装備体系の見直
しや装備調達の最適化を含め、一層の効率化、合
理化を進めることによって実質的な財源の確保を
図り、おおむね二十五兆五千億円を目指す。ま
た、新たな中期防においては、新規後年度負担に

係る国民への説明責任を果たす観点から、新たな
事業に係る物件費の契約額を明確にすることと
してあります。

以上申し述べました新たな防衛大綱及び中期防
の下、真に実効的な防衛力を構築し、我が国の平
和と安全を維持し、その存立を全うするととも
に、国民の生命、身体、財産、そして、領土、領
海、領空を守り抜くため、防衛省・自衛隊は今後
とも全力を尽くしていく所存です。

皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろし
くお願い申し上げます。

○委員長(渡邊美樹君) 以上で報告の聴取は終
りました。

防衛大臣、防衛副大臣及び防衛大臣政務官は御
退席いただきて結構でございます。

○委員長(渡邊美樹君) 速記を止めください。
〔速記中止〕

○委員長(渡邊美樹君) 速記を起こしてください
い。

○委員長(渡邊美樹君) これより、平成三十一年
度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備
計画に関する件について、三名の参考人から御意
見を伺います。

本日御出席いただいております参考人の方々を
御紹介いたします。

まず、ANAホールディングス株式会社常勤顧
問・元統合幕僚長岩崎茂参考人でございます。

次に、拓殖大学国際学部教授・海外事情研究所
副所長佐藤内午参考人でございます。

次に、国際地政学研究所理事長・元内閣官房副
長官柳澤洋参考人でございます。

この際、参考人の皆様に対し、本委員会を代表
して一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席いた
だき、誠にありがとうございます。

で、どうかよろしくお願ひいたします。

議事の進め方について申し上げます。
まず、岩崎参考人、佐藤参考人、柳澤参考人の
順にお一人十五分以内で順次御意見をお述べいた
だき、その後、委員からの質疑にお答えいただ
きたいと存じます。

御発言の際は、その都度、委員長の許可を得る
ことになっておりますので、御承知おきください
ます。

また、参考人、質疑者とも発言は着席のままで
結構でございます。

それでは、まず岩崎参考人にお願いいたしま
す。岩崎参考人。

○参考人(岩崎茂君) 本日は、参議院の外防委員
会に出席し、このような形で安全保障に関する意
見を申し上げる機会をいただきましたことは大変
光榮なことだというふうに感じております。感謝
を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。

本日は、短い時間ですけれども、私が約四十年
間、自衛隊で奉職させていただきました所感も交
え、今回新たに策定されました三〇大綱、それか
ら二・中期防について意見を述べさせていただき
たいと思います。

申し訳ありません、手続をちょっと必ずしも承
知しておりませんで、私が今から申し上
げることを事前に配付できていなかつたことをお
わび申し上げたいというふうに思います。

我が国は、現在、国家安全保障戦略、そして二
五大綱、二六大綱を平成二十五年の十二月に策定
いたしましたけれども、当時、私は統幕長として
これらの策定に向け、防衛省・自衛隊内における
検討に積極的に参加しておりました。あれから僅
か五年の間に、国家間の相互依存関係が一層拡
大、深化する一方、パワーバランスの変化が加速
化、複雑化し、我が国を取り巻く安全保障環境は
格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増すよ
うになってきております。とりわけ、宇宙、サイ
バー、電磁波といった新たな領域が死活的に重要

になつてきており、陸海空で対応してきたこれまでの安全保障の在り方を根本から変えなければならぬ時代になつてきております。こうした外的要因に加え、安倍内閣総理大臣の下、日米ガイドラインの見直しや平和安全法制の整備など、我が国自身の安全保障政策も大きく変わりました。

このように、前大綱の策定から僅か五年の間で我が国の安全保障環境が大きく変化する中、昨年一月に安倍総理が防衛計画の大綱の見直しを判断されたことは極めて適切な判断であったというふうに考えております。

私は、昨年八月に安倍総理の下に設置された安全保障と防衛力に関する有識者懇談会のメンバーとして、七回の公式会議と数度にわたる勉強会、研修会等に参加し、広範な議論をさせていただきました。議論の詳細を申し上げることは事柄の性質上差し控えますが、国民の生命、財産と平和な暮らしを守るために、また地域と国際社会の平和と安全を確保するためにどのような防衛力が必要なのかについて、三村座長以下、懇談会メンバーと一緒に議論を重ねたところです。

今回の三〇大綱においては、「宇宙、サイバー、電磁波等を含む全ての領域における領域横

断作戦により我が国の防衛を全うできること、二、平時から有事までのあらゆる段階で柔軟で戦略的活動を常規的に行えること、そして三点目は、日米同盟の抑止力、対処力を強化し、その上で多角的、多層的な安全保障協力体制を推進できること、この三点を柱とする多次元統合防衛力を構築することとしています。

これは、我が国を取り巻く安全保障環境の現実を踏まえれば、軍事専門的な観点から極めて妥当な内容であり、まさに国民を守るために真に必要な防衛力の構築のための方向性が明確に示されており、高く評価でございます。

この多次元統合防衛力の構築を図つていく上で私として特に重要であると考えられる以下の五項目について申し上げたいと思います。一点目は軍事、非軍事の境界線の曖昧化、それから二点目は

宇宙、サイバーのこと、そしてSTOVL機と

「いざも」、四点目は技術分野での優位性の維持、最後に人的基盤のことについて申し上げたい

というふうに思います。

まず第一に、大綱策定の背景となる我が国を取

り巻く安全保障環境の変化について、軍事、非軍

事の境界が曖昧になつてているという点について申

し上げたいというふうに思います。

現在、冷戦期に懸念されていたような主要国間

の大規模武力紛争の蓋然性はかなり低くなつてい

るもの、いわゆるグレーゾーンの事態は、国家

間の競争の一環として長期にわたり継続する傾向

にあります。また、いわゆるハイブリッド戦によ

うな、軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にし、

現状変更を試みる手法は、相手方に軍事面にど

まらない複雑な対応を強要しています。

一方、我が国は中国、韓半島、ロシアに囲まれ

た極東に位置していますが、時間の関係上、これ

らの国々の軍の近代化や活動の活発化についての

細部は申し上げませんが、中国に関して一点指摘

しておきたいと思います。

昨年の七月、我が国の海上保安庁に相当する中

央軍事委員会による一元的な指揮を受ける武装警

察の下に編入されたことは、大変注目をしなけれ

ばならない事態です。中国海警は、特に平成二十

四年以降、我が国の尖閣諸島周辺などで活発な活

動を行っています。この組織改編により、その活

動が海上における法執行にとどまらず、軍事的な

意味合いを持つようになるおそれが出でてくるから

です。

新大綱は多次元統合防衛力の構築を目指してお

りますが、この二つの柱として、平時から有事

までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活

動を行える能力の構築がしっかりと明記されています。

今回の新大綱は、かかる状況を踏まえて、情報

収集や通信、測位、宇宙状況監視や機能保証はも

ちろんのこと、相手方の指揮統制、情報通信を妨

げる能力をも含め、平時から有事までのあらゆる

段階において宇宙利用の優位性を確保するための

各種能力の強化に取り組むことが明記されています。

宇宙は、米国のウイルソン空軍長官の言葉にも

ありますけれども、まさしく今後の安全保障政策を

推進する上で最も重要な分野であり、大変高く評

価できるものと考えています。

また、サイバーについては、陸海空を含むあ

らゆる領域での作戦を統合的に実施するためには、CISRがしっかりと機能しなければなら

ず、その前提として、システムやネットワークの

セキュリティ確保が必要不可欠です。これらが

しっかりと機能しなければ領域横断作戦の遂行は

不可能です。そのため、システム、ネットワーク

の監視能力、被害の局限、復旧能力の強化は不

可能です。

新大綱、中期で

ドメイン作戦に必要な能力を優先的に強化することとしています。これは、今までの大綱では、特

定の分野を優先的に強化するという考え方は必ず

しも明確ではありませんでした。新大綱、中期で

は、特に優先すべき事項を早期に強化するため、

既存の予算、人員の配分に固執することなく、資

源を柔軟かつ重点的に配分することとしていま

す。これは、限られたリソースを最大限効果的に

運用していく観点から極めて重要なことと考えて

います。

宇宙に關しては、これまで大綱でもある程度の

記述はあったものの、私は必ずしも十分ではない

と感じております。我が国の宇宙に関する基本

的な考え方は宇宙基本計画に示されております。

この基本計画は、平成二十年五月、宇宙基本法が

制定されたことを受け、平成二十一年六月に宇宙

開発戦略本部で最初の計画が決定され、以降、こ

れまでに二回の見直しがされています。最新の計

画は平成二十八年四月に閣議決定されています。

これは、安倍内閣総理大臣の指示、これはは平成二

十六年九月に出されておりますが、国家安全保障

戦略を踏まえた内容にしなさい」という指示です

が、このことを含んだ大変すばらしい計画となっ

ています。

今回の新大綱は、かかる状況を踏まえて、情報

収集や通信、測位、宇宙状況監視や機能保証はも

ちろんのこと、相手方の指揮統制、情報通信を妨

げる能力をも含め、平時から有事までのあらゆる

段階において宇宙利用の優位性を確保するための

各種能力の強化に取り組むことが明記されています。

宇宙は、米国のウイルソン空軍長官の言葉にも

あります。

現在、中国を始めとする周辺国との航空戦力の近

代化に伴い、太平洋側を始め、我が国周辺の海空

域において、戦闘機や爆撃機、そして空母等の活動が拡大、活発化しているという厳然たる事実があります。

特に、中国海空軍機による活動は年々質的な向上を見せて います。平成二十九年には十八回もの沖縄本島と宮古島間を通過する飛行がありました。同年八月には爆撃機が紀伊半島沖まで進出しています。昨年四月には、沖縄県南方の太平洋上で空母遼寧に搭載されている戦闘機の飛行と推定される事象が初めて確認されています。また、今週、防衛省が発表していますが、空母遼寧等が沖縄本島と宮古島間を通過し、西太平洋に向け航行したとのことです。

今後、このような中國海空軍の東シナ海や西太平洋における活動が一層拡大、活発化することが考えられます。このような観点から、我が国の防空体制の早急な強化が必要と考えています。

ですが、このような戦闘機を運用できる飛行場の数は、我が国ではそれほど多くありません。特に島嶼部においてはかなり限定的であります。こうした中、我が国がSTOVL機を導入することになれば、滑走路の短い飛行場でも離発着ができる、戦闘機の柔軟な運用が可能になり、防空能力を格段に向上させることができます。また、これまで必ずしも対応が十分できていなかつたと考えられる離島の防空や広大な太平洋地域側においても有効な対応ができるようになります。

このような中、我が国の待機から、私は、護衛

艦からSTOVL機を運用することが可能になれ
ば、我が国の防衛能力を、特に防空能力を更に充
実、向上させることができると確信しております
す。

太平洋側の島嶼部では、現在のところ、自衛隊
の戦闘機が使用可能な滑走路は硫黄島しか所だけ
です。また、この広大な空域で任務に当たるパイ
ロットの安全確保を図ることも困難な状況です。
先ほど申し上げたとおり、最近では西太平洋での
中国海空軍の活動が活発化しています。空母遼寧

の進出もあります。また、ロシアの爆撃機も、時折、我が國を周回する飛行を行つてハます。

このような事態を考慮すれば、私は、現職時代、現場を預かる指揮官として、基地からはるか遠方に所在する離島や太平洋側での防空体制を早期に確立する必要があると感じておりました。そのためには、「いすも」型護衛艦を改修し、S.T.O.V.L機を運用することは極めて有効な方策と考えます。

この「いすも」型護衛艦での戦闘機の運用には、いろいろな議論があることは承知しています。課題も多くあることは事実だと思います。しかし、今後予測される事態や将来の防空体制が不十分になる可能性を秘めた事象が起ころうある事態をこれ以上放置することはできません。防衛力整備には長時間を要します。我が国を取り巻く環境を考慮すれば、軍事専門的な観点から我が国の領土、領海、領空を守るために、また最前線部隊の任務遂行に遺漏なきを期すため、早期に処置すべき事項と考えています。

次に、四つ目に、技術分野について申し上げます。

○参考人(岩崎茂君) はい、済みません。
いろいろな国々を訪問しましたけれども、自衛隊員の水準というのはかなり高いレベルにあります。ただ、最近の少子化を考えれば将来、自衛隊の募集をめぐる状況はかなり厳しいものがあるかもしれません。

○委員長(渡邊美樹君) ありがとうございます。是非、若くて優秀な人材が自衛隊に入りたいと思えるような環境の創成に、防衛省・自衛隊、それから政府を挙げて努力していただきたいというふうに考えております。少し時間をオーバーしましたけれども、申し訳ありません。ありがとうございました。

日本は国家安全保障戦略を持ち、その下に大綱、中期防が存在します。その意味では、これら二つの文書は、一般的には戦略の下での優先分野を規定する軍事戦略と調達戦略と位置付けることが可能です。

その上で、大綱と中期防について四点申し上げたく思います。

第一に、安全保障戦略と軍事戦略の整合性の問題です。

国情に応じ、実効性の高い統合的な防衛力を効率

次に、佐藤参考人にお願いいたします。佐藤参考人。
○参考人(佐藤内午君) 拓殖大学国際学部・海外事情研究所の佐藤内午と申します。

本日は、外交防衛委員会にお招きいただき、どうもありがとうございます。本日は、平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱及び平成三十一年

度から三十五年度の中期防衛力整備計画について、学者の立場より所存を申し上げたいと思います。

大綱と中期防は、現在の日本を取り巻く安全保
障環境と技術動向の影響を受けて変化する軍事力
の役割を適切に把握し、それに対応するため、必
要な手段を確保しているものと考えます。特に、
大綱の中で従来の延長線上にない真に実効的な防
衛力の構築を掲げ、宇宙、サイバー、電磁波など
の新領域における優位性を獲得することの重要性
を指摘している点など、日本が直面する課題を取
り込んだ対応としては十分に評価できると考えま
す。

大綱では、これら状況を踏まえ、能力の有機的な結合とその相乗効果により全体として能力を増幅させる領域横断、クロスドメイン作戦的重要性を指摘しています。この作戦の理解も、国際社会の一、特に米国の軍事動向を踏まえて適切なもので

日本は国家安全保障戦略を持ち、その下に大綱、中期防が存在します。その意味では、これら二つの文書は、一般的には戦略の下での優先分野を規定する軍事戦略と調達戦略と位置付けることが可能です。

その上で、大綱と中期防について四点申し上げたく思います。

第一に、安全保障戦略と軍事戦略の整合性の問題です。

国家安全保障戦略各では、「我が国畢竟の変化や國力

国情に応じ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努める」とあります。大綱では、それを想定される期間の中で、防衛力の面でどのように実現するかという問い合わせに対する回答になります。

政権の安全保障戦略の変化によるところが大きいと思います。さらに、米国では、二〇一八年には輸出管理法が再法制化され、二〇一九年五月には行政命令等により敵対的な国家が情報通信技術を盗取することへの規制策が打ち出されました。二〇一九年に入り、米中の対立は技術霸權をめぐるものとしての姿を現しつつあります。つまり、残念なことではあります、情報通信技術をベースにして世界が二分されつつあると見ることもできるのであります。

い内容とお考えいただければと思います。

まずは、我々は韓国を失うとしているのかと

いう問題です。

韓国を失うことは、過去数十年にわたって防衛政策の前提であつた朝鮮半島問題からの解放とともに、その反面、更に厄介な新たな問題を抱えることを意味します。

二番目に、安全保障のパラドックスにどう向き合うかという問題もあります。

トランプ政権の安全保障戦略の下では、同盟国や友好国が地域紛争、いわゆるプロキシーウォーを戦うよう組み込まれています。それを日本としてはどう受け止めるのか。

三つの問題として、組織化された条約ベースの軍備管理・軍縮の終えんにどう向き合うかとい

う問題です。

国際社会では、条約をベースにした軍備管理・軍縮に対する悲観論が主流になっています。その中で、特に核兵器の問題はどう向き合うのが、真剣に考慮する必要があると考えます。

ここで指摘させていただいた問題は、大綱、中

期防の価値を落とすものではありません。大綱に

も書かれているように、この文書が政策文書とし

て生きたものであり続けるためには、状況の変化を取り込み、新たな視点の政策を発展させる必要があります。そのための検討の材料の一つとして、本日は私の所見を述べさせていただいたものであります。

どうも、委員長、ありがとうございます。以上でござります。

○委員長(渡邊美樹君) ありがとうございます。以上でございました。

次に、柳澤参考人にお願いいたします。柳澤参考人。

○参考人(柳澤協二君) 柳澤でございます。

時間も限られておりますので、お手元に二枚紙のレジュメ、二〇一八年の防衛計画大綱についてというのを御用意していただいたと思いますが、これに従いましてお話をさせていただきたいと思

います。

今度の大綱、非常に、何といいましょうか、意欲的な文書であるなということを感じているわけですが、一つ大きな特徴として、国際情勢認識の捉え方なんですかとも、もう基本的には米中の対立関係というものが明らかになってきている。それを踏まえた中で大綱にある言葉を幾つか抜き出してみると、一つはパワーバランスの変化が加速していると、そして、その中で既存の秩序をめぐる不確実性が増大しているということを言っています。さらに、アメリカの動向として、その既存の秩序の修正を試みる中国・ロシアとの戦略的競争が重要課題になつていて、その指摘、さらには、国家間の競争によって、その一環としてグレーベンの事態がもう長期的に継続するものと認識しなければならない旨が述べられているわけですが、こういう状況は、この認識そのものを私は否定するつもりは全くありません。

ただ、この中で、我が国の防衛力強化の位置付けについて、まさに我が国が自主的に同盟における役割を果たすために防衛力というものが需要であり、そういう防衛力の強化がまさに同盟を強化することになるんだという、こういう言い方は、もう一つは、これは從来からありますが、グレーベン事態から拡大に対するシームレスな対処が必要だということが述べられているわけです。

もう一つは、これは従来からありますが、グレーベン事態が長期化する、その中でグレーベン事態からの拡大に対するシームレスな対処が必要だということが述べられているわけです。私が長年防衛官僚をやつておりましたけれど、多分初めての、要は同盟の抑止力の中で日本の防衛力を位置付けるという言い方は、もちろん今までも関連はあつたわけですが、こういう規定の仕方つて初めてじやないかなという感じがしていま

す。まさに、米中の対立、秩序ということを言つていますが、軍事的には、ありていに言えば覇權をめぐる競争があるわけですから、その対決

用面の特徴を見ていただきたいわけですが、これはもう先に結論を、私の結論的な総括を申し上げます

と、米軍と自衛隊の一体化を更に進めていく、そして、数で抑止するというよりは行動によつて、いわゆる、何といふんでしょうか、戦争理論で言うところの緊急抑止を重視しているということが言えると思います。

具体的な大綱のワーディングとして言いますと、日米防衛協力、特に安保法制によつて可能になりました、これは米艦の防護等の活動のことです。ただし、これは米艦の防護等の活動のことです。が、それを含めて一層の協力を強化するという表現、あるいはインド太平洋における日米共同のプレゼンスをやつしていくとか、それから柔軟に選択された抑止措置という言葉で、相手の行動に対し、それに応じたこちらも行動をもつて応えるという考え方が示されております。

もう一つは、これは従来からありますが、グレーベン事態が長期間化する、その中でグレーベン事態からの拡大に対するシームレスな対処が必要だということが述べられているわけです。これが、これについてちょっとコメントを申し上げますと、二〇一八年、この大綱、昨年の十二月十八日ですが、昨年の一月の国会冒頭の施政方針演説の中で安倍総理が強調されていましたのは、昨年、昨年というのは一八年から見た昨年ですから、一七年に、自衛隊が初めてアメリカの艦艇、航空機を防護した、これによつて日米同盟はかつてなく強固になつたんだということをおっしゃつていました。ちなみに、一七年度には二回行つたわけですが、一八年度には十六回と言われています。

一七年の二回というのは、北朝鮮情勢が緊迫して、米軍がこの日本の近傍に空母や爆撃機を出して、傾斜していくという、こういう思想が背景に流れていますが、それでいいのかどうかという議論が必要だという

これは、何もないよう工夫しておやりになつてゐるとは思うんですけど、実際に米軍が出ていくことによつて、襲われる心配があるときには、米軍の要請を受けて防衛大臣が承認する、そして発動される、そういう任務でありますから、本当にその現場で不測の事態があつたときに、自衛隊は戦闘に巻き込まれるリスクを高める要素もある。

つまり、同盟が強固になるという、こういう共同行動によつて同盟を強固にするというのは、同盟も強固になるんでしょうけれど、一方で、自衛隊が現場で戦闘に巻き込まれるリスクも強固になるものと言わざるを得ないと思つております。それから次に、柔軟な抑止措置ということです。が、これは一五年の日米防衛協力ガイドラインの中でもタイミング的な演習が抑止力を高めるという表現を取つておりますが、これは何かと云うと、軍事体制全般を示すことによつて相手に乱暴をさせないという一般抑止という概念とは違つて、相手が出てきたときに、それにこちらも軍隊をぶつけることによつて防衛の意思を示すというか、相手の行動を拒否しようとするという意味では一種の緊急抑止に当たる。あるいは前の前の大綱で言つていた動的抑止と同じ概念だと思ひますが、これは非常に実はやり方が難しかつてございまして、相手が本気でやつてきた場合に、こちらがそこに、現場に部隊を出せば、それはもう決して抑止が成立することはないわけです。あるいは、相手がそこでびっくりするほどのことを抑止としてやつてしまふと、かえつて緊張を高めて相手に對して挑発という意味を持ちかねないという意味で、これはそう言うべくして実際の運用は極めて難しいものであろうと、そこを認識しなければいけないと思います。

それから、もうかねてからのことになりますが、私はグレーベン、私も現役の官僚の頃は、なかなか日本の法制の階段の、何ていうんでしょ、航行の自由作戦というものを頻度を上げておりま

す。これから、もうかねてからのことになりますが、私はグレーベン、私も現役の官僚の頃は、なかなか日本の法制の階段の、何ていうんでしょ、航行の自由作戦といつもの頻度を上げておりま

うのはまだいまだに軍事衝突でない状態であるわけですから、これをシームレスに、例えば海保の手に負えなくなつたから自衛隊がシームレスに出していくというのは、それはこちらが海警行動という警察行動であると主張したつて、軍隊が出るというふうに相手は認識する、あるいは国際社会が認識した場合に、事態の拡大の引き金を日本側が引くような非難も受けかねないことになるので、やはりこここのところはシームレスではなくて、政治がきちんとシームをつくるという思想を取り入れることがむしろ大事なのではないかといふうに思つております。

それから、これもかねてからのことになりますが、島嶼防衛の運用上の表現の中で、島嶼を、島を守るために航空優勢、海上優勢を確保しなければいけない、これはもうそのとおりなんです

が、しかし、そこで続けて、万一占拠された場合には速やかに奪回するんですね。これどうやつて、つまり、占拠されるというのは航空優

勢、海上優勢がないから占拠されているはずなので、そこでどうやつて速やかに奪回するんだこれがもう本当に部隊に私は不可能を強いることになりはせぬかといふことが心配であつたんだ

が。

もう一つは、一回占拠されてそれを奪回した、そしてどうするんだいといふ問題なんですね。相

手が本気であれば二回目が来るわけですね、三回目が来る、どこまでそれを考へているんだ。どうも恐らくは、占拠されたままでは後の交渉になりませんから、奪回したという一定の優位な、こちらにとつて有利な状況をつくつて講和に持ち込む

という、戦争学で言う講和に持ち込むといふことが背景にあるんだろうと思うんですが、しかし、

こちらが優位な状況で講和に持ち込むことを相手が受け入れるかといふのはこれはまた別の問題

で、この辺も、本当に政治としてもどう実現していくのか、どう実際に事態が進んでいくのかといふことを悩んでいただきたいところだと私は考えております。

それから、防衛力の整備目標としてのところでのではないかと思つています。

それから、長距離巡航ミサイルですとか陸上自

衛隊で将来持ちたいという高速滑空弾、これは一

種の、まあもちろん防衛のためにやろうとしているわけですね。

ですが、あの頃は、限定小規模な侵略に対しても対処をし、一定期間自力で持久すれば米軍の来援があると、こういうシナリオであらゆるスペク

トランの侵略に対処できるという発想があつたん

ですが、ただ、今のこの立て方ですと、グレー

ゾーンがあつて、そのグレーボーンから本格的な

衝突に至るかも知れない、全ての場面でどう対応

していくか、しかも、相手は日本よりはるかに大きな軍事力を持つた国、周辺国を相手にしようと

するわけですから、どうも本当にその辺が、目標

としてどこまで行つたら満足するんだろうかとい

うことが見えない、そういう何か息苦しさを感じざるを得ないんですけど、具体的には、宇宙、サイ

バー、電子といった新たな領域でのこれはやはり対応が必要なことは私もそのとおりだと思うのですが、平時から有事におけるあらゆる場面で、あらゆる段階での優位を獲得するという目標が示されているんです。

こんなことができるのかといふのが、私は、その

優位といふ言葉は、まあそれは望むらくはそのとおりなのであります、しかし、戦略といふのは願望ではないのですね。何ができるかといふこと

も、この大綱の中には、こちらが更に進んでその

悪いかではなくて、まさにこの大綱を貫く思想と

いうのは、そうやってアメリカ軍を、抑止力とし

てのアメリカ軍を健全に保つことがトータルとし

ての抑止力なんだという発想で、同盟の抑止力と

アメリカ軍を守るということなんだねと言われば

ない。

あるいは、そうだったとしても、それでいいか

悪いかではなくて、まさにこの大綱を貫く思想と

いうものであります、望ましい安全保障環境つて何でしょ

うかといえば、それは米中の対立がどこかで安定する……

○委員長(渡邊美樹君) 時間が過ぎております。

○参考人(柳澤協二君) はい、申し訳ありません。

米中の関係が安定することが多分一番望ましい

安全保障環境なんだろうと思つてゐます。そ

うな感覚でいるんですけど、実は軍

隊の役割というものは歴史とともに変わってきてい

る。第二次大戦までの時代というのは、軍隊は

戦つて勝つために軍隊が使われた時代ですね。そ

して、冷戦の時代というのは、戦わないために抑止力として軍隊の存在意義が正当化された時代であります。冷戦が終わつて対テロの時代になりますと、戦争というよりは秩序の維持あるいは警察的役割のために軍隊を使わざるを得ない時代があつて、そして今日、米中の確執の中で、何といふべきでしょうか、航行の自由作戦なんかそういうことも政治としてお考えいただく必要があるだ

うとう。

一枚目に行きました、策源地攻撃能力についても、これは同盟全体の抑止力強化のための観点で検討するということが言われている。あるいは、「いざも」型護衛艦の空母改修にても、太平洋の航空優勢の目的が示されているんですね。

これは、私、現職の頃は、もう太平洋を越えて敵が攻めてくるって考へたことなかつた、太平洋の向こうはアメリカですから。これは多分、西太平洋が今、米中の軍事バランスの焦点になつてゐる、その西太平洋の恐らく第二列島線の内側の航空優勢をどうするかといふ問題意識なんだと思うんですけれども、つまり、それつて日本の国土の防空というよりは、まあまあ非常に単純に言えればアメリカ軍を守るということなんだねと言われば

ならない。

あるいは、そうだったとしても、それでいいか

悪いかではなくて、まさにこの大綱を貫く思想と

いうのを大事にするならばこれも一つの発想と

してあります。望ましい安全保障環境つて何でしょ

うかといえば、それは米中の対立がどこかで安定する……

○委員長(渡邊美樹君) 時間が過ぎております。

○参考人(柳澤協二君) はい、申し訳ありません。

安全保謵環境なんだろうと思つてゐます。そ

うな感覚でいるんですけど、実は軍

隊の役割というものは歴史とともに変わってき

る。うな環境が望ましいのか、そういう根本的

な認識について大いに政治の場でも御議論いただ

くことが必要なんだろうと思つております。

以上です。御清聴ありがとうございました。
○委員長(渡邊美樹君) ありがとうございます。
た。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○宇都隆史君 自由民主党の宇都隆史です。

三名の参考人の先生方、本当に示唆に富むお話をありがとうございました。

まず、岩崎参考人にお尋ねしたいことなんですが、宇宙に関することです。

先ほど柳澤参考人のお話の中でも、この宇宙、サイバー、電子戦、新しい領域が入ってきたんだけれども、これを一体どこまで、どれぐらいの期間でやつていくのかという提言に関して、私も一つ大きなそこには課題を持つております。

アメリカですら、宇宙軍という今度新しいものを創立させるわけですけれども、この宇宙のインフラ維持に関してはとても一国ではやり切れないということで、同盟国にこの宇宙の利用、活用、維持整備に関しての協力を求めてるという情報も聞いておりますので、今後、自衛隊自身が宇宙を一つの軍事的なインフラとして活用していくときに、JAXAとの連携があつたりとか、それから同盟国との役割分担であつたりとか、こういうものいろいろなことを考えていくためには、現在は、先ほど発表の中にございました宇宙基本計画、これにのつとつてやつてあるわけですねけれども、改めて、この宇宙基本計画を見直すと同時に、防衛省独自としての宇宙の運用構想なるもの、どこまでやるのか、どれぐらいまでやるのかということを検討していく必要があると思うんですけど、その辺に関しての御意見、いかがでしょうか。

○参考人(岩崎茂君) ありがとうございます。
宇宙に関しては、皆様御承知のように、我が国は、昭和四十四年だったと思いますが、宇宙の平和利用というのがあって、必ずしも私たち自衛隊がここに関与できない部分がありました。ようやく二〇〇八年になつて安全保障に関してオーパンになつたわけですけれども、まだまだ宇宙に関して私たち、ジャスト始めたばかりですので、必ずしも、どこまでやればいいのかとかどういうふうにやればいいのかというの明確になつていないというふうに思います。今回の大綱に、まさしく初めてこういった宇宙に関する部分を書かせていただいたというふうに思います。

今のところ、私たちが最も関心を持つていますのは、この宇宙を使った情報収集又は測位のこと、それから通信、こういった部分が主だというふうに思っています。少しずつこの分野というのはこの十年間でかなり拡充してきているんですね。いかなどいうふうに思っています。日本が元々持っていた例えば宇宙ロケットを飛び上がらせる能力だとかというのは、諸外国にそれほど引けを取るものではありません。かなりの技術を持ってるところがありますので、今後は、こういった技術を使いながら、限られた防衛費の中で我々は何をやるかということを検討していくしかないといけない。まさに今、緒に就いたばかりだというふうに思っています。

防衛省の中では、宇宙を管理する部隊というのをようやくこれから航空自衛隊の中に、これは陸海空の隊員たちが巻き込まれたやつですけれども、こういったのをつづけていく段階ですので、こういったところができた以降、そういう構想をつくっていくんではないかなというふうに思っています。

それから、JAXAとの関係は、既に航空自衛隊とJAXAの間で人員の、正式名称は少し失念しましたけれども、リエンジンを送つてかなりのいろんな情報交換をやつています。

それから、米軍との関連ですけれども、米軍は宇宙軍、こういったものを創設することになつてしまつたけれども、リエンジンを送つてかなりのいろんな情報交換をやつています。

そのためにも、あるいは国内の産業基盤の維持でありますけれども、この宇宙軍のコマンダーは、元々は横田にいた在日米軍、訂正です、第五空軍の副司令官をやつたレイモンド大将ですけれども、彼はかなり日本のこの宇宙の技術というのを掌握しているところがありますので、彼は日本といろんな連携をしたい。例えばSSA、宇宙監視、こういったものではかなりのデータのやり取りを今できるようになつていますし、それから意見交換が頻繁に行われるようになつっています。

今後とも、こういった部隊といろいろな情報交換をしながら、今後の我々の方針を決めていく必要がありますというふうに思っています。

以上です。

○宇都隆史君 ありがとうございます。
続いて、佐藤参考人にお伺いしたいところで、佐藤参考人の意見陳述の中の第一の部分の国内産業基盤のところについての質問でございますが、参考人は、このいただいたペーパーの中で、分断が進む国際社会では、国家と企業が一致結束して営業活動を行うのが常識になつてるので、防衛省・自衛隊と防衛産業を余り切り離して考えるべきでないという御意見で先ほどいただきました。

私も、まさにそれはそのとおりで、これからようこそを力強く進めていかなければならぬと思つてます。一方、前政権の民主党政権時代につくついていたFMSの増加、あるいはさらにそれに伴う我らのFMSの増加、あるいはさらにそれに伴う我が国内のサプライチェーンリスク、こういうのが大きくなればならないと思つてます。

一方、前政権の民主党政権時代につくついていた遺産でもあります防衛装備品移転三原則について、新しい方針ができたものの、実質として現在完成品を海外に輸出したという実績はいまだにできていないというところが現状なんですね。

したがつて、防衛産業の維持発展においては、やはりこれは政策主導で行うべきであり、コストを度外視するというわけではありませんけれども、コストをある程度國の方があぶるという視点が必要なのかなというふうに思います。

その中で、では、じゃ、経済的な理由で武器の移転また防衛装備品の移転を積極的に進めよう

やります。そこにはそれなりに問題点もありますし、國內これまでの経緯を考えますと、それほど簡単には受け入れられるものでもないと思います。そうなると、外交政策と産業政策、防衛政策をリンクさせることによって、例えば東南アジア諸国への能力開発であるとか、また海洋の安全保障であるとか、また、先ほど米国との関係指摘されましたけれども、米国との共同作戦の推進であるとか、また先端技術を獲得するための二国間の協力であるとか、かなり焦点を絞つた形で、政治が主導する形での産業基盤の育成というのが必要であるというふうに考えております。

○宇都隆史君 ありがとうございます。

最後に、柳澤参考人に御質問させていただきましたが、最後のまさに結論のところで、個々の部分

ださい。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。

今日の防衛産業の非常に難しい状況というの

は、委員の皆様も御存じのことだと思います。大き

な問題は、FMSの問題がありましたが、それは国内

FMSを増加させるということは国内に資金が流れないとということありますので、防衛予算を増

やし、調達予算を増やしたとしても、それは国内

産業基盤の維持につながらないということであり

ます。

については非常に共感する面もあります。同時に、いわゆる緊急抑止の話でありましたとか、それから、同盟全体の抑止強化のための防衛大綱あるいは防衛力の強化というのは少しづれているんじゃないか、そういうような御意見であったやに伺つております。

ただ一方、ちょっと、策源地攻撃能力、今回はこれは大綱に盛り込まれなかつたわけですけれども、私は逆に、米国という同盟国に全てを依存するんではなく、その依存の体制を少しずつ減らしながら我が防衛省独自としてできる領域をしつかりと、役割を増やしていくという意味では、一つこの策源地攻撃能力の保有というのは真剣に議論していくべき、逆に、柳澤参考人が言われた、これは同盟国の中止力のためとかではなくて、日本独自の抑止力の拡大の意見なんではないかなといふふうに認識をしているんですが、この件に関しての御意見をもう少し詳しくお聞かせください。

○参考人(柳澤協二君) 特にミサイル防衛、飛んできただと思いますけれども、ミサイル防衛、飛んでき

ますね。であるがゆえに、では撃たれる前の発射台を破壊すればいいという発想があるわけですね。

これで、これも一〇〇%全ての発射台を同時に破壊するというのはまず不可能だというふうに言わ

れているわけです。したがって、仮にミサイルが日本を襲った場合にはアメリカの報復というものがあるぞということによって抑止しようという發想になつてゐるわけですね。

これは、しかし、ミサイルの時代というのはもう非常に、今までと違つて一発落ちると非常に大きな被害も出る可能性があるわけですから、結

局、一〇〇%のミサイルからの安全を確保しようとしたら、私はどちらかといふと、そういう發射前に破壊する、発射されたものを破壊する、落ちたらやつつけるという流れだけではなくて、相手がミサイルを撃つてこようとする意図の実現をどうやつて、その動機をどうやって防ぐか、まさに対立関係があつて戦争になる中でミサイルが飛ん

でくるわけですから、そういうことを考えた方がいいということで、日本が独自にそういう能力を一部でも持つということが、相手からすれば、それは多分政治宣伝の部分もあるかもしませんが、相手からしてみれば日本だって攻撃能力を持ったじゃないかということで、これは思わず、何というんでしよう、軍拡の引き金にならないとも限らない。

そういうことも含めて考えて、要は、ミサイルからの一〇〇%の安全ということを考えるのであれば、そういう兵器によってやつていくという方向、少なくとも、だけではなくて、どうやつて相手がそういうミサイルを使って戦争をするような動機を緩和してなくしていくかという観点も入る必要があります。なんじやないかというのが私の考え方であります。

○宇都隆史君 ありがとうございます。

三人の参考人の先生方にいただいた非常に示唆

だと思いますけれども、ミサイル防衛、飛んできただと思います。

○参考人(柳澤協二君) 特にミサイル防衛、飛んできただと思います。

○小西洋之君 立憲民主党・民友会・希望の会の

小西洋之でございます。

まず、参考人の三名の先生方、この度はお忙し

い中に当委員会に誠にありがとうございました。

それこれから大変貴重な御見解を賜りました。

私の方では、柳澤参考人を中心伺わせていただき

くことになろうかと思うんですけれども、よろしくお願いを申し上げます。

まず、この国家安全保障戦略、安保法制、また

この新しい大綱に至るものなんですが、私も見ていて、これの致命的な問題というものは、柳

澤参考人の御提言とも重なると思うんですが、一

言で言うと外交がないと、もう軍事的な路線一辺

倒であつて、政治が責任を持つて主体的に担う、

そうした外交の在り方というものが見えないとい

うことを強く問題意識等持つております。

その上で、この安保法制や新大綱の下で何が國民にとってリスクとして起こり得るのかというこ

とも言つてゐる、海洋の自由のような政治的な重

とからまづ伺わせていただきたいんですが、先

が」ですね、護衛艦、今度空母に改装する、に乗

りました。アメリカの大統領が自衛隊を視察する

のも初めてのことになりますが、ああいうことも

含め、自衛隊とアメリカ軍のもう軍事的な一体化

がこうした形で進むと、これは佐藤参考人の方か

らいただきました、地域紛争に巻き込まれるので

はないかという問題提起ではないかというふうに

受け止めさせていただいているんですが、いざア

メリカが世界のどこかで日本の安全に直接軍事的に関わらないような戦争を起こした場合でも、そ

れにアメリカが来てくれと、「かが」を出してく

れと言われば、日本はもう政治的にも断れない

ような、そうした状況に今なつてしまつていてるの

か。

そうした意味で、国民にアメリカの戦争に引き

ずり込まれるというようなリスクが生じていてるの

じゃないかというような点について、御見解をお

願いたします。

○参考人(柳澤協二君) 「かが」にトランプ大統

領が乗艦されたときに、正確ではありませんが、

新聞報道ですと、これで日本はもつとたくさん

ことがやれるようになるよねという趣旨のことを

おっしゃっていたと思うんですけど、まさに同盟と

いうのは一種拘束されるという意味合いが元々

あつて、絶えず、巻き込まれる不安と、そしてい

ざというときに見捨てられるのではないかと、い

見捨てられる不安というのがあるわけですね。

今、どちらかといふと見捨てられる不安を感じる

がゆえに、巻き込まれる方の不安はちょっと大目

に見ようというか、まさに日米が軍事的、作戦的

に一体化できるようにするということは、ある種

自動的に巻き込まれることもやむなしという思い

切りがそこにあるのかなという気がしていまます。

それは、当然そこで政府の判断というのに入る

と思うんですが、南シナ海なんかは特に我が国に

とっても非常に重要なシーレーンであるといふこ

とには日本のが日米軍基地が攻撃対象になるの

に、それ以外の日本国民などに対してもそういう危険を生じさせしめてはいる、極めて合理性を欠く、そうした国家としての行為ではないかと思うんですが、いかがでしようか、柳澤参考人。

○参考人(柳澤協二君) これも先ほどの宇都先生のお話ともちょっとつながるところはあるんですけど、なぜ、ミサイルを北朝鮮は撃つてくるとすればどういう動機に基づいてやるんだろうかということを考えますと、日本と北朝鮮の間に戦争しなければ片付かないような紛争要因というのは、私はないと思っています。あるとすれば、日米安保体制の下で米軍が日本を足掛かりにして北朝鮮を攻撃するかもしれないという、それに対する恐怖が北朝鮮の動機となつて日本に対するミサイル攻撃というのが、理屈の上ですよ、理屈ではそういう順序であり得るのかなというふうには思つているんですね。

ですから、そこでは、何といふんでしょうか、協力は当然私はあり得るとは思うけれども、それを政治的なメッセージにまでするというのではなく、それが果たして政治の姿勢としていいやり方なのかどうかというのは議論の余地は大いにあるんだろうなというふうに思つております。

○小西洋之君 重ねて柳澤参考人に、日米同盟とは一体本質的に何なのかということを少し見解を伺わせていただきたいと思います。

私の理解ですが、日本にある在日米軍基地がなければ、横須賀の海軍基地がなければアメリカはアジア太平洋地域、インド洋も含めて、海軍力を保持できない。また、嘉手納などの空軍基地がなければ航空兵力も軍事のプレゼンスというものをもう保持できない。すなわち、超大国でさえいらなくなる。そうした在日米軍基地に対して、日本は高度の技術力を提供し、思いやり予算、そして在日米軍基地を守るのは自衛隊でございます。アメリカ軍が守るのではなくて自衛隊が日本の国士として守ることは日米ガイドラインでも書いております。

さしても、アメリカにとつて日米同盟ほど重要な同盟国はない。にもかかわらず、そして基地を提供して、そうしたことをしていくにもかかわらず、安倍総理が言うのは、自衛隊がいざというときにアメリカを守らなければ日米同盟が崩壊するというふうに言つております。そうしたことはなく、安倍政権以前の自民党政権の見解、しばしばどういう動機に基づいてやるんだろうかということを考えますと、日本と北朝鮮の間に戦争しないといふふうに思います。

そうしたときに、まさに国家安全保障戦略、安保法制、今回の新大綱は、先生がおっしゃつておるとおり、日本の自衛隊の防衛力を高めることと同時に、それはもうアメリカとのその抑止力の一體化の強化にもなるとまでなつておるものなんですが、果たしてそこまでする必要がある、この外交・安全保障政策的に考えたときにあるのかどうか。そうしたときに、私は立憲会派ですけど、立憲会派も日米同盟は、もう党の基本文書で深化とまで書いています、維持は当然、深化とまで書いてある。にもかかわらず、そこまでアメリカにしてあげる必要があるのかということを、日米同盟の本質をどう考へておられるのか、ちょっと御見解をお願いいたします。

○参考人(柳澤協二君) 非常に大きなポイントでなかなかどうお答えしたらいいのか難しいんですけれど、日米が一方的に片務的な同盟関係かということ、私はこれは、以前、湾岸戦争の前の段階でなかなか自衛隊を出せないようなときに、日本は戦費百三十五億ドルの貢献をし、そして、その影響を受け実は防衛予算が、中期防が一千億円減額されましたが、それが制度上も欠けてしまったのが、実は、國家安全保障戦略の策定によって廃止された国防の基本方針。かつての国防の基本方針の第一項には、「国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。」というふうに書いております。こうした概念が国家安全保障戦略上はもう一言残らずなくなつてしまつております。

私も、今、国連が現実に機能していない、戦後も現実に機能しなかつた、しかも、トランプ大統領のアメリカ・ファーストは、安全保障理事国という国連憲章上の法的責任を自ら放棄したとんでもない考え方、行動だと思います。ただ一方で、二国間あるいは日本のその地域の、おける地域間、様々な国々、また国連、そうしたところともしっかりと連携しながら、またそうした関係などをいうのが実は太平洋の距離を克服するためには、それが実は太平洋の距離を克服するためには、その安全保障、全体としての安全保障、さらに外交と並んで重要な、世界中で空母を修理できるところというのは日本を除いて恐らくこの東半球では横須賀しかないわけですから、アメリカにとつて日米同盟は非常に重要だということは当然言えるわけですね。

そういうことを踏まえた上で、何といふんでしょうか、どこまでも際限なく協力しなければいけないんだというようなオブセッションにからむことなく、我が国としてアメリカに対しても中国に対しても言いたいことを言う、言える根拠についてはやはりあるんだという前提で物を考えしていく必要があるのかなという感じは持つております。

○小西洋之君 ありがとうございました。

また、重ねて、柳澤参考人が最後おっしゃつていただきました、全体を通じて、その政治の役割、軍事力の、防衛だけではなくて、政治の役割。それは、外交など広くあるいは安全保障、広い意味での安全保障も含めて実現していくものだと思うんですが、そうしたものが、私も、国家安全保障戦略以降、我が国の国家戦略として、また実際の行動として決定的に欠けていると思います。

それが制度上も欠けてしまったのが、実は、國家安全保障戦略の策定によって廃止された国防の基本方針。かつての国防の基本方針の第一項には、「国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。」というふうに書いております。こうした概念が国家安全保障戦略上はもう一言残らずなくなつてしまつております。

○参考人(岩崎茂君) 我が国は、平成二十五年二月に我が国の安全保障戦略をつくりましたけれども、これをよく読んでみますと、必ずしも軍事的なことだけではなくて、外交のこともしっかり書かれてあります。別に国防の基本方針が私は失

われたというふうには全く思っていません。ですので、あの中に精神そのものは全て盛り込まれておるというふうに考えております。

それから、日米条約に関しては、必ずしも軍事同盟だけではなくて、当然、外交のこと、それから経済のこと、これがしっかりと書かれてありますので、その都度その都度いろんな事象事象によつて注目される分野が少し変わってくることは確かですけれども、これは全ての面において機能するべき条約だというふうに考えております。

最も大きな、これを運営していく場合に大きな要素というのは、当然のことながら、私たちは民主主義国家ですので、政治です。政治に従つて、私たち自衛隊は全てこれを国会又は私たちの指揮官であります総理大臣の下に行動するというのが私たちの任務だというふうに思つています。

○委員長(渡邊美樹君) 佐藤参考人、同様に、簡潔にお願いいたします。時間が来ております。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。

同盟の問題について申し上げますと、冷戦期とは同盟の価値が大きく異なることがあります。そこで、特に、軍事同盟という側面もそうですけれども、政治同盟としての側面というのが非常に強くなつてゐるというふうに感じます。

その中で、国として、政治の役割というのは、やはり、今、安全保障戦略の中で書かれている軍と外交、安全保障と外交の両輪をいかに組み合させてやつていくかという視点が必要であります。外交だけ、軍だけというわけではなくて、そのコンビネーション、組合せをどういうふうに操作していくかということを重視していただきたいというふうに考えます。

○委員長(渡邊美樹君) 柳澤参考人、同様に、時間がありませんので。

○参考人(柳澤協二君) 私が発想する起點は、クラウゼビツツが言うように、戦争とは政治的達成の手段であるということです。つまり、国としての目的、目標を達成するためには、片やで力なくでやるというのがある、もう一つは外交、政治で

妥協しながらやるという、二つのやり方はいつでも多分あるんだろうと。その中で、こちらで勝てるのか、あるいは何が何でも勝たなきやいけないことだと思うんですね。

その場合に何が大事かというと、一番難しいのは国内世論をどう説得するかということ。ですから、個々の政治がいろんな外交を開くというものは私は別に否定しませんが、私が一番期待するは国内世論をどこかで引くことを是認するかといふことだと思います。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。元気があれば梅雨前線も全国に行き渡つたということで、アジサイの花も雨に打たれ、きれいに浮き浮きしています。私の気持ちをあなたに伝えたい、ツーエー。余り英語で言うのは駄目ですかね。まあいつもこんな感じで始まりますので、びっくりしたと思いますが。

本当に、世の中が元気でなくちや困るということも、政治同盟としての側面というのが非常に強くなつてゐるというふうに感じます。

同盟の問題について申し上げますと、冷戦期とは同盟の価値が大きく異なることがあります。そこで、特に、軍事同盟という側面もそうですけれども、政治同盟としての側面というのが非常に強くなつてゐるというふうに感じます。

その中で、国として、政治の役割というのは、やはり、今、安全保障戦略の中で書かれている軍と外交、安全保障と外交の両輪をいかに組み合せてやつしていくかという視点が必要であります。外交だけ、軍だけというわけではなくて、そのコンビネーション、組合せをどういうふうに操作していくかということを重視していただきたいというふうに考えます。

○委員長(渡邊美樹君) 柳澤参考人、同様に、時間がありませんので。

○参考人(柳澤協二君) 私が発想する起點は、クラウゼビツツが言うように、戦争とは政治的達成の手段であるということです。つまり、国としての目的、目標を達成するためには、片やで力なくでやるというのがある、もう一つは外交、政治で

ですが、今、本当に皆さんも、いろんなところにも記事になつておりますが、大変これは危険なものだと思います。

そういう中で、一つ岩崎参考人に、宇宙ごみを今後どういう形で収集して、どういうふうにしたらいつか、お聞かせください。

○参考人(岩崎茂君) 必ずしも私は宇宙の専門家ではありませんけれども、先ほど少し紹介させていただいたように、今、日本の自衛隊とそれから米軍の宇宙コマンドのところが宇宙監視、これ状況把握のための監視ですけれども、これについていろんなデータのやり取りを始めました。

今、宇宙ごみと言われるものが、ごみといふかもしません、どなたか、どこかの国がちゃんと保有している分もあるのかもしれませんので。たしか一インチ以上のものは二万五千ぐらいい浮遊しているというふうに認識していますけれども、我々が使っている人工衛星、それから各

国が使っている人工衛星、特に低軌道にあるものの、三百から六百キロぐらいのところにあるものは、もしかするとこの浮遊物にぶつかる可能性があるわけです。この状況をよく監視していない

トランプ大統領が各国に防衛装備を売り込んで、これを回避してまた元に戻す、こういった操作をJAXAも、それから米軍、アメリカが持っているものもやつっていますけれども、この浮遊物がある分は、衛星は少しの推力を持つていて、これで、これを除去できるのかどうかというのは、先ほど申し上げたとおり、法律的にはまだ明確になっていない部分があります。もしかすると、どこかの国

民間の学者である私が恐らくそういう防衛の機密に関わる情報に触れるということはないと思うので、そういう防衛生産の秘密に関わるところに触ることはないと想うんですけれども。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。トランプ大統領が各国に防衛装備を売り込んで、それで本当に何でこんなに世界がぎくしゃくして、それで本当にあしたにでも戦争だみたいな話になつていくのかなど。本来は国連が中止な話になつていいのかなど。本当に何でこんなに世界がぎくしゃくして、それで本当にあしたにでも戦争だみ

ますので、びっくりしたと思いますが。

本当に、世の中が元気でなくちや困るということも、政治同盟としての側面というのが非常に強くなつてゐるというふうに感じます。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。元気があれば梅雨前線も全国に行き渡つたところで、アジサイの花も雨に打たれ、きれいに浮き浮きしています。私の気持ちをあなたに伝えたい、ツーエー。余り英語で言うのは駄目ですかね。まあいつもこんな感じで始まりますので、びっくりしたと思いますが。

本当に、世の中が元気でなくちや困るということも、政治同盟としての側面というのが非常に強くなつてゐるというふうに感じます。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。元気があれば梅雨前線も全国に行き渡つたところで、アジサイの花も雨に打たれ、きれいに浮き浮きしています。私の気持ちをあなたに伝えたい、ツーエー。余り英語で言うのは駄目ですかね。まあいつもこんな感じで始まりますので、びっくりしたと思いますが。

本当に、世の中が元気でなくちや困るということも、政治同盟としての側面というのが非常に強くなつてゐるというふうに感じます。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。元気があれば梅雨前線も全国に行き渡つたところで、アジサイの花も雨に打たれ、きれいに浮き浮きしています。私の気持ちをあなたに伝えたい、ツーエー。余り英語で言うのは駄目ですかね。まあいつもこんな感じで始まりますので、びっくりしたと思いますが。

本当に、世の中が元気でなくちや困るということも、政治同盟としての側面というのが非常に強くなつてゐるというふうに感じます。

以上です。

○アントニオ猪木君 次に、佐藤参考人にお聞きしたいと思います。

トランプさんがこの間来られましたし、その前はサウジアラビアへ行かれて、新聞の記事ですけど、これは、十二億円武器を売ったと。日本でも相当買わされる。今後、イージス・アシヨアの問題もあります。我々から見ていると、何か武器商人、セールスマンやつぱり國というのはそんな感じで動いているのかなという気もいたします。

そこで、防衛生産と民生技術という部分で、こ

れからのやはり提携というのか、その辺は余り公にできぬのかもしませんが、その点についてお聞かせください。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。トランプ大統領が各国に防衛装備を売り込んで、これを回避してまた元に戻す、こういった操

作をJAXAも、それから米軍、アメリカが持っているものもやつっていますけれども、この浮遊物を除去できるのかどうかというのは、先ほど申し上げたとおり、法律的にはまだ明確になっていない部分があります。もしかすると、どこかの国

は、いやいや、これは俺の所有物だから触つてはいけませんというふうなこともあります

事実であろうかなというふうに思います。ただ、トランプ政権の武器輸出政策においても、前政権の武器輸出のガイドライン若しくはアメリカの国内の武器輸出の規制措置に準拠したものでありますので、それまでのアメリカの政策を変更してまで武器を売買、取引を行つてゐるわけではないということをまず指摘させていただきました。

第二点なんですか、國の外交と防衛といふ問題、先ほど小西委員の方から御指摘がありましたが、やはり國の外交政策は、恐らく言葉だけでは足りない部分というのがあるんじゃないかな

というふうに思います。それを何らかの形にする必要があるときには、その形にするときの一つの象徴が防衛装備であり防衛技術協力であり共同生産であるという側面は、武器取引についていろいろ批判的な御意見が日本の国内で多い中であつたとしても、それは厳然たる事実であるうかなというふうに思います。

ただ、日本として、そういう防衛生産、防衛装備協力というのを外交の柱として据えるというのは、これまでの国内の世論を考えると十分ではない面もあると思いますので、そこは慎重に、これまでの平和国家としての日本の在り方を考慮しつつ、その中で外交力として防衛装備の利点を生かすためにどういうふうな措置が必要なのかということを検討していく必要があるのでないかとうふうに思つております。

○アントニオ猪木君 次に、柳澤参考人にお聞きしたいと思いますが、イラクの本を読ませてもらつたらイラクの話も出てまいりましたが、この中で一番 A-I兵器というんでしようかね、キラーボットといふんですか、この辺のやはりどういうふうに変わつていくのかという部分で、専門的にその辺の意見を聞かせてもらえば。自動的な、高度な自動化でこれから戦争が行われるような、そんな予測も付かない事態にならないと一番いいんですけど、お聞かせください。

○参考人(柳澤協二君) ありがとうございます。その A-I兵器の問題は実は佐藤丙午先生が御専門なんですねども、私が防衛実務の経験者としての捉え方を申し上げさせていただきますと、もちろん、ですから、どの目標をやつづけるという明確なミッションを与えた場合に、A-Iは一番正確に間違いなくそれを効率的にやつてくれる、そのようなミッションを付与し、そして、そのミッションを付与する以前に、お互にその辺が、相

手が何をするか分からぬ状況の下で、お互に必要なことを考へると、実は相手が何をしたいか考へる間もなく、一定の行動そのものを運用するということになると、実は相手が何をしたいか考へる間もなく、一定の行動に対する一定の、何というか、一定の動きを察知したら自動的にそれで反応して攻撃しなければならないような状況になりかねない。

以前、白黒時代の映画であります。「博士の異常な愛情」というような題だつたと思いますが、そういう、相手側からミサイルが来たら自動的に報復の核ミサイルがアメリカに向かつて飛んでいくというのをソ連がつくつて、それが止まらないといふふうに思つております。

○アントニオ猪木君 佐藤参考人にお聞きしますが、A-Iの方はそういうことだつたんですが、一については、やはり地雷除去ということで私もカンボジアへ行つたりなんかしたことがあるんですが、これが、これからグレーボーンというものがまだまだいつぱい出てくるかもしませんが、こういうものについて、一つには話合いしかないと思うんですが、その点についてお聞かせください。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。

A-Iを使つた形での地雷除去といふふうでしようかね、大変、あるところでは技術も進んでいるということを聞きましたが、その点についてお聞かせください。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。

そこで、このA-Iを使った形での地雷除去といふふうでしようかね、大変、あるところでは技術も進んでいるということを聞きましたが、その点についてお聞かせください。

○参考人(岩崎茂君) 今、アントニオ猪木議員がおつしやつたとおりだとうふうに思つてます。

グレーイボーンといふのは、第一次世界大戦以降のこの世界を考へると、先ほど申し上げたとおり、なかなか大国間の本格的な武力紛争といふのは起こりにくく、起こしにくくような状況になつてきているというふうに思います。でも、その中で、いろいろな利権争いのために、本格的なものではなくて、少しの小競り合いみたいなものが進んでいつていてるといふふうに思います。

これをなくすためには、今言われたとおり、一

去の方策を検討しているという話はよく聞きますし、その中に A-Iが活用されているという話はよく聞きます。

ただ、一つ A-Iについて大きな誤解があるなどいうふうに思つるのは、A-Iを使つことによつて全く自動的に何かが行われる、若しくは機械が全てを判断してやつてくれるというものではなくて、その A-Iを搭載したものの中にも、アルゴリズムであるとかいろんなデータを入れることによつて、どういうふうに動かすか、どこまで動くかと

いうことはやはり人間がコントロールすべきもの

です、人間がコントロールしない限り、無軌道

に行動して機械が操作されてしまうものであつ

かなどといふうに思います。そこに関する規制を

国際的に設けることは非常に重要であるといふ

うに考えております。

○アントニオ猪木君 岩崎参考人にお聞きします

が、A-Iの方はそういうことだつたんですが、一

つには、やはり地雷除去ということで私もカンボ

ジアへ行つたりなんかしたことがあるんですが、

今、やはりこれは南北関係でもそこは大変な地雷

があるといふふうで、前はあそこは毎日こうい

うイベントをやつていまして、両方がお祭り気分

で、大分前は大変な国境紛争があつたところです

が、これからグレーボーンというものがまだまだ

いつぱい出てくるかもしませんが、こういうも

のについて、一つには話合いしかないと

思うんですが、その点についてお聞かせください。

○参考人(岩崎茂君) 今、アントニオ猪木議員が

おつしやつたとおりだとうふうに思つてます。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。

今回の防衛大綱、中期防につきましては、抑止

力を維持しながら憲法の範囲を逸脱しない、この

ことを強調していますけれども、この点について

の参考人の御見解をお伺いしたいと思います。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。

憲法の問題については、やはり我々が法治國家

であり近代国家である以上、憲法の規定の中で政

策が実行されるのは当然だと思います。しかし、

同時に、軍事、安全保障の面で見たときに、抑止

力というのが和平を担保するための手段として活

用されてきたということも、これはまた否定し得

ない事実であります。

保障環境の中で抑止力を担保するために現状の憲

法で十分なかどうなのか、もし不十分であればそれをどう変えるのか、もし十分であるなどすれば、その中で、いわゆる現行憲法の中で抑止力をどの程度まで向上させることができるか、そのための技術はどういうものがあるのか、またそのための手段としてどういうものを組み合わせていいのか。先ほど外交と軍事という話を申し上げましたけれども、抑止力というのは、ただ単に軍事力だけではなくて、外交交渉、外交関係というのもある意味で言つてしまえば相手を抑止する力になるわけであります。

したがつて、抑止力をただ単に軍事力と捉えて、その軍事力の行使だけを考えるのではなくて、様々な国の方、いわゆる、よくホール・オブ・ザ・ガバメント・アプローチと言いますけれども、国家全体の力をいかに結集させていくかということが極めて重要だと思っております。その際に、軍事力を含めた政策手段の話の中で我々はタブーを設けるべきではないというふうには考えております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

続けて、佐藤参考人にお伺いをしたいと思います。今日のお話の中で、二ページ目のところに当たりますけれども、今回、防衛省・自衛隊が新たな任務を負うことになる、現状の定員、現状の予算でこれらを果たすことが可能であるかどうか、オーバーストレッチの状態になつていなかどうかということを検証していく必要があるという御指摘がございました。その具体的な形としまして、国会を含めた外部の第三者機関等による検証を進めていく必要があるのでないかという御指摘ございました。

私は、この点、大変大事な御指摘だと思っておりますけれども、一方で、どうしてもこの防衛省・自衛隊の情報というのは機密情報、軍事情報が関わつてまいりますので、こういう検証機関をつくるというのは非常に高度な技術も必要ではないかというふうに考えますけれども、参考人がイメー

解をお伺いしたいと思います。

解をお伺いしたいと思います。

LAWSSの問題については、数年前より国連の特定通常兵器使用禁止制限条約の締約国会議の中に非公式専門家会議、その後、政府専門家会議という形で議論が進んできております。今年の八日月

わるものではなく、ただ、その中の、その先の
術的な問題においてどういうふうな手段が適切
ということについての意見が分かれているよ
うあります。

○高瀬弘美君 大変にありがとうございます。
最後に、柳澤参考人にお伺いをしたいと思
す。

その議論の中で、日本政府は繰り返し L A W

S、いわゆる無人致死性兵器システムの開発を行っていないというふうに表明しております。しかししながら、無人致死性兵器システム「LAWs」を開発していない、採用する気はないというのは、これはアメリカも、それこそイスラエルも、ほかの国も同じような立場を表明しております。それで、それほど諸外国と立場が変わるものではありません。

LAWSの詔諒を進める中で一つ分かつてきまつたことが、いわゆる最後の致死性の部分を兵器に自動的に委ねるということと兵器自身の運用を自動化していくことの間にやつぱり大きな違いがある、しかしながら、そこは技術的に大きな違いがないというのが大きな課題として取り上げられております。その境界のどこに線を引くのか、

それを線を引くことに、法律、条約でそれを行なうことが可能なのか、それとも各国の自發的意願によるのかどうなのか、それが今の国連のC.C.Wにおける議論の焦点になつております。

その中で、日本の自衛隊も、また日本社会全体としても無人化、A.I.を使用した無人化を進めることはいろいろな意味においてメリットがありますし、利点があると思います。問題は、その無人の兵器システム、若しくは無人のシステムが最後の致死性を帯びる段においてどれだけ人間の責任が、若しくは指揮官、司令官の責任が担保されるか、ようになるかというのが大きなポイントだというふうに思ひます。

に合わなければ自衛隊が出ていくんだというの

〔参議院〕

る限りにおいては、日本の立場とアメリカ、イスラエル、中国にしてもロシアにしてもそれほど変わるものではなく、ただ、その中の、その先の技術的な問題においてどういうふうな手段が適切かということについての意見が分かれているようです。

○高瀬弘美君 大変にありがとうございます。

最後に、柳澤参考人にお伺いをしたいと思います。

繰り返しの質問になるかもしませんが、先ほど、参考人の冒頭の御意見の中で、グレーヴーンに自衛隊を出せば事態拡大のおそれがあるという御指摘がございました。むしろその自衛隊以前に

政治の役割をつくる必要があるという点ございましたけれども、ここをもう少し深く御説明をいただけだと思います。具体的に、どのようなシステムをここで想定されていらっしゃるのか。お頗

和元年六月十三日

は、それはやはり国内の論理であって、他国相手の紛争の中で同じように考えてシームレスにやることが本当に、何というんでしよう、少なくともそれが本当に、何というんでしよう、少なくともそれが本当に、何といふべきかということはよっぽど考へなければいけない。絶えずそこに政治の、何といふべきかといふべきか、ガイドランストと、そしてその両政府の間の意思疎通がなければ、これもう本当に、何というか、いつどこでどう拡大するか分からぬまま行かなければならないような状況が生まれかねない。その意味では非常に危険な状況があるがゆえに、政治が、まず政治の役割がなければならないのではないかということを考えています。

○高瀬弘美君 三名の参考人の先生方、大変に

ありがとうございました。

○浅田均君 日本維新の会、浅田均でございま

りがとうございました。

隊の裝備で可能なのか、あるいは米軍の協力が必要なのか、どういうふうにお考えでしようか。
○参考人(岩崎茂君) それは何に書かれてあつたのか、ちょっと私は明確には覚えていませんけれども。
私は、いろんなところで講演したり、いろんなものに書いていますけれども、中国の軍事費といふのはたしか二〇〇八年ぐらいに我が国の防衛費を上回りましたけれども、その後も十数%、年々多くしていつて、いわゆる中国が公開している分の軍事費でも我が国の三倍以上になつてているというのが現実だというふうに思っています。彼らは経済力をてこにいろいろな近代的な兵器とか、それから活動を活発化させているというのが今の現状だというふうに思っています。
それから、ロシアについても、一九九一年にソ連が倒れたわけですから、それ以後、十五年

いたします。

○参考人（柳澤協二君） 例えば、例えばといふか、主な問題意識は尖閣の問題なんありますけれども、あれは、私は実は野田政権のときに若干雑なやり方で国有化をしたというのが非常に今日問題を長引かせている大きな要因になつていて、思うんですが、要は、お互い、お互いというか、日本は正式には領有権の問題は存在しないという

三人の先生方、今日は貴重な御意見を頂戴いたしました、本当にありがとうございます。

私の方からは、まず岩崎参考人に、今日お話しいただいたことと、それからこの資料としていたりしております我が国の防衛政策の現状と課題ということに関して、何点かまずお話を聞かせていただきたいと思います。

立場ですが、相手はそう思っていないわけですね。国有化の実態をキヤンセルするような形の行動を海警を通じて取ってきていた。しかばば、今はコーストガードという位置付けの船が来ているけれども、それに對して日本の警察機関が間に合わないときに自衛隊は海上警備行動、治安出動というような形で自衛隊が代わって行く枠組みは今あるわけですね。であるがゆえに、そこは一足飛びに自衛隊を出せば相手は海警を出してくる口実ができるという側面もあるので、案外それが相手の狙いかもしれないということを考えなければならない。

ですから、絶えずシームレスに、警察機関が問

れております警戒監視強化というは現在の自衛

は、それはやはり国内の論理であつて、他国相手の紛争の中で同じようく考えてシームレスにやることが本当に、何というんでしよう、少なくとも僕がやり方なんだろかということはよっぽど考えなければいけない。絶えずそこに政治の、何というんでしょうか、ガイダンスと、そしてその両政府の間の意思疎通がなければ、これもう本当に、何というか、いつどこでどう拡大するか分からぬし、どこまで行くか分からないような状況が生まれかねない。その意味では非常に危険な状況があるがゆえに、政治が、まず政治の役割がなければならないのではないかということを考えております。

○高瀬弘美君 三名の参考人の先生方、大変にありがとうございました。

○浅田均君 日本維新の会、浅田均でございました。

以上で終わります。

○高瀬弘美君 三名の参考人の先生方、大変にありがとうございました。

○浅田均君 日本維新の会、浅田均でございました。

三人の先生方、今日は貴重な御意見を頂戴いたしました、本当にありがとうございます。

私の方からは、まず岩崎参考人に、今日お話ししましておりたことと、それからこの資料としていたいたいと思いますが、我が国の防衛政策の現状と課題についてお話を聞かせていただきたいたいと思います。

岩崎参考人は、我が国の防衛政策の現状と課題について、中国の軍事費が日本の三倍、少なくとも三倍になつていて、三倍以上になつていて、ロシアの軍事費が日本の二倍になつていて、中国は、先ほどお話をありましたけれども、第二列島線を越えて、もう空母が太平洋に出して、そこにもう戦闘機も積んでいると、そういうお話をありました。また、ロシアは北方領土に新型の対艦ミサイルを配備しているというふうにお書きになつております。

これらの動きに対し、中国、ロシアの動きに對して警戒監視の強化が必要であるというふうにお書きになつておりますけれども、先生が想定さ

隊の装備で可能なのか、あるいは米軍の協力が必要なのか、どういうふうにお考えでしようか。
○参考人(岩崎茂君) それは何に書かれてあつたのか、ちょっと私は明確には覚えていませんけれども。
私は、いろんなところで講演したり、いろんなものに書いていますけれども、中国の軍事費といふのはたしか二〇〇八年ぐらいに我が国の防衛費を上回りましたけれども、その後も十数%、年々多くしていつて、いわゆる中国が公開している分の軍事費でも我が国の三倍以上になつてているというのが現実だというふうに思っています。彼らは経済力をてこにいろいろな近代的な兵器だとか、それから活動を活発化させているというものが今の現状だというふうに思つています。
それから、ロシアについても、一九九一年にソ連が倒れたわけですけれども、それ以降、十五年程度はほとんどの活動は観測されなかつたんですけれど、二〇〇七年に常時警戒飛行というのを宣言して以降、我が国を時々周回をするような偵察行動を取つてゐるわけです。そして、北方領土の方にも新たに戦闘機を配備したといふうな報道もありますし、それから、先ほど委員が御指摘のあつたような、対艦ミサイルを配備したといふうな報道もござります。
これに対しても我々は、日常、日頃からいろいろなところで警戒を行つています。対空警戒、それから水上面の警戒、こういったところを中心にしていますけれども、この警戒が全て完璧かといふうな質問をされれば、なかなか完璧といふようなどころまでは行かないというふうに思つています。
例えば、私たちA D I Z というふうな防空識別圏を設定していますけれども、この防空識別圏の全てを監視できるかというと必ずしも十分でない部分もありますけれども、ただ、ほぼこの防空識別圏の中をレーダーで監視できているといふふうに思つています。一部分、例えば低高度だけ。

かというのは必ずしも監視でないと「な」といふ
ありますけれども、できているといふふうに申して
上げられるといふふうに思えます。

今後、例えは中国の海空軍が西太平洋で進出していろいろな活動をしていますけれども、もしかすると私たちにはやっぱりそういうことにも備えておかないといけないということを考えれば、今後ともこの警戒監視能力というのはやはり上げていかないといけない。

例えば、海上自衛隊は今まで四十八隻の護衛艦でやつていましたけれども、今ようやく五十四隻まで増産をしているところです。こういったことと、それから、海上保安庁は私たちとは当然違う組織でありますけれども、海上保安庁も巡視船を持つて海上における警戒監視をやつていますけれども、海上保安庁の方もこの船を増産し、全国でいろいろな監視をやつているところであります。全ての国が持てる能力を使ってこれをやつしていくべきだというふうに思つています。

○浅田均君　もう一点お尋ねしたかったのは、その警戒監視というものに関しまして、アメリカ軍との協力が必要と考えでしようか。

○参考人(岩崎茂君) 我々は当然同盟国ですのでも、いろいろなデータのやり取りというのは必要だというふうに思っています。

ただ、一義的に、我が国の例えれば対空監視、それから水上の監視というのを我々自身が持つべきだと私は思っています。当然のことながら、何か急激な変化があつたときにはそちらの方に集中しなければいけませんので、もしかすると手薄になれる部分もあるかもしれません。そういうふたどきには当然同盟国のお助けを借りるということもあり得るというふうに思います。が、一義的には自分たち自身でこの警戒監視についてはやるべきだといふ

ふうに思っています。

十分な抑止力を持つてゐるというふうに今御認識でしようか。

かというのには相手がどう考えるかの話ですので、これは中国に聞かないといけないというふうに思いますがけれども、私は、今の自衛隊の体制、それから日米同盟の現状を考えれば、十分に抑止は効いているというふうに考えてています。ですので、この七十数年間、私たちはこの平和を享受できて

いるというふうに認識しています。
○浅田均君 続きまして、柳澤参考人にお尋ねいたしますが、今日のお話の中にもありましたし、この資料の中にもお書きになつてあるんですが、中国が、自國にとって脅威の基盤である米国を日本が助けている限り、日本を攻撃する意思が生じざるを得ませんというふうにお書きになつておりますけれども、今、岩崎参考人の方からお話をありましたように、例えば警戒監視という点で、日本だけでは完璧でないと、米軍の協力を得て警戒監

視をやっていると、そういう現状も中国に対してもは、中国は日本がアメリカと一緒になつて何かやつているというふうに認識していると柳澤さんはお考えでしようか。

日本にとつてはあると思つています。一つは、日中固有の問題としての尖閣の問題。それからもう一つは、米中が競争関係、対立関係にある中で、アメリカの側に付いている日本と中国の関係がどううかという問題があると思うんですね。

もう私、前者の方は、日本独自の主権の問題についてでは、これは基本的に日本が何とかせにやいかぬ問題であると思っておりますし、そして、米中の競争といふのが対立というのか、その中に果たして日本の役割がどれだけ効いているかといふのは、実は、何といふんでしょうか、物の数からいつても体制からいつても、やはりそこは中国は基本的にアメリカを意識し、アメリカ軍を見て

るということだと思いますね。

米中の間に仮に何らかの抑止力と言われる共認識がある場合に、そこに自衛隊が入っていくといふのは、寒は必ずしも安定要因にはならない側面もある。そこら辺をどう考えていくのかな。
私は、日本の力が、日本の、軍事バランスに及ぼす日本の防衛力というのではなくて大きなもの

だとは思っていません。一方で、そこは、ですか
ら、あくまでも米中の力関係の問題であるわけ
で、ただ、そこで、自衛隊が行動でいろんなこと
をやるというのが果たして本当にうまいやり方な
のかなというのは若干疑問と言わざるを得ないと
いうふうに思っております。

ルの記事でございます。この中に、日米の一体化が中国に対する抑止力の強化になったとしても、それ以上に抑止が破れて実際に米中が戦つた場合、日本が巻き込まれて国土が戦場になる危険性があるということを御指摘になつております。抑止が破れるということは具体的にどういう事態を想定されてこういうことはお書きになつたのか、お聞かせいただきたいんですが。

○参考人 柳澤協二君 抑止というのは、実は破れたときに初めて抑止力というのが効いていなかつたんだというのが後から分かるというふうに一般的に言われているんですが、抑止というのは、だから、破れることはあるという前提で考えなければいけないんだと思つています。

そこで、どういうときに破れるかということを定性的に考えれば、それは抑止の目的が相手にとって、相手が受け入れられる、何というか、相手がそのことを抑止されても我慢できることを抑止するのであれば、相手は多分、我慢して引つ込むんですね。ところが、相手にとってそれが本當

に受け入れられないようなことを強制するようなことが抑止の目的であった場合には、それは逆に逃亡につながる、というべきである。

物争いなどいかがわしいとしない要素があつて、そこの
かじ取り、まあ何を言いたいかというと、特に台
湾問題についてそういう心配がないとは言えない
と思っておりますので、そういうところで仮に実
際の紛争があつた場合に、まずは米軍の拠点に
なっている沖縄を中心にする日本というのが、當
然、理屈の上では優先的な攻撃目標にならざるを

得ない。そういうものであることを認識した上で議論しないと、なかなかアリティイーのある議論にならないのではないかというふうに考えます。

○浅田均君 ありがとうございます。

もう時間がありませんので、佐藤先生に一点だけ。

○参考人 佐藤内午君) 手短に申し上げます。

日本と韓国の様々なこれまでの不幸な歴史、またその不幸な歴史を乗り越えるべく努力してきた政府の役割というのは非常に重たいものがあると思います。ただ、現状の日韓関係を見ている限りにおいては、その努力がどうもうまく最終的に成果を生んでいなかつたというふうな残念な気持ちも同時に持っております。

韓国の国内で、また韓国の研究者とも議論を重ねてくる中で、日韓関係は韓国にとってどれだけ重要なのか、また日韓関係は日本にとってどれだけ重要なのかという議論をすることがあります。その中で、韓国の国内の議論を見ていく限りにおいて、極めて最近顯著に出てくる議論というのが、日本との関係というのが韓国の安全保障にとってそれほど重要ではないんではないかと。要

は、独立でやつていけるか、若しくは米韓同盟で対応することで韓国は日本の助けを必要としている。というふうな議論も出てくるばかりか、また、韓国における核保有の議論もしばしばアカデミックなレベルでは出てくるような状況でもあります。

そういうふうな韓国の国内での議論の変化を踏まえたときに、我々は今までのよう日米韓を中心として東アジア、北東アジアの安全を担保していく。これが果たして今後維持できるかどうかということについて、議論を持たざるを得ません。ただ、それを、議論を持たざるを得ないので、政策の議論の場においては……。

○委員長(渡邊美樹君) 答弁をおまとめください。

○参考人(佐藤内午君) ゴメンなさい。

韓国がなくなつたときに、韓国が我々の側にいなきの安全保障政策はどういうものであるかということについて検討すべきだというのがポイントだと思います。

○浅田均君 これで終わります。

三人の先生方、ありがとうございました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

三人の参考人の皆さん、ありがとうございました。
まず、岩崎参考人にお聞きいたしますが、大綱は、米国が同盟のコミットメントを維持するとともに責任分担を要求していると、こういうふうに述べておりますが、アメリカがこの責任分担を強め、要求を強めてきた背景、そして、それが、日本に対する要求はどのように変わってきたのか、その結果、大綱や中期防にどのように反映をされているのか。まず、これをお願いいたします。

○参考人(岩崎茂君) 長年の我が国と米国の関係を考えいくと、例えば、その都度その都度、アメリカの國力、國の強さ、それから日本の國力、こういったものによってそれぞれのときの

役割分担があるんだろうなというふうに思っています。一番大きく日米の役割分担が変わったのは、ガイドラインの見直しのときだったというふうに思っています。これを反映して今回の大綱がそれぞの役割を変えてきているというふうに思っています。

私は、トータルで日米で、どこがどういうふうにとかということは具体的にはなかなか申し上げられないところもあるんですけども、トータルで、それぞれ、その都度その都度、体力によつて変えていくべきものというふうに思っています。今回、アメリカは、例えばオバマ大統領がアメリカはもはや超一流国じゃないというふうな発言をたしかされて、これ正確じゃなかつたと思いますけれども、そういう趣旨の発言をされましたけれども、アメリカでさえも相対的に若干弱くなっている部分もある、それを当然同盟国というのは詰合いによつて補つていくべきだというふうに思います。

この同盟国というのは、やはり私たちに何かいろいろな形で脅威になる、又は何らかの圧力を掛ける者に対してこれを拒否する能力だというふうに思いますので、それぞれの国がその都度その都度詰合いで決めていくべきものというふうに考えております。

○井上哲士君 新ガイドラインが大きなポイントだったと言わされましたけれども、当時オバマ政権ですが、その後、トランプ政権発足をしているわけですね。

そこで、柳澤参考人にお聞きしたいと思うんですが、トランプ政権の下で今回の、というか、が発足後に今回の大綱が作られていると考えたときに、そういう今のいわゆるアメリカ・ファーストとかやってきたトランプ政権の姿勢が今回の大綱にどのように影響しているかというのはどうお考えでしょうか。

○参考人(柳澤協二君) さつき申し上げました運用面で日米の一体化を図つていくというのは、実は日本側の一貫した追求するところであつたと思

います、一五年のガイドラインも含めて、オバマ政権当時からですね。

他方で、今回の大綱に、例えば宇宙、サイバー、電磁波といった新しいメインが強調されているようなところは、実は、これは私はやはり昨年の秋口から始まつた米中の技術をめぐる確執というのか、中国が技術にキャッチアップしてくることへのアメリカの非常に強い警戒感が反映されてこうなつた部分かなというふうに、特にその部分は一番大きなところではないかというふうに思っています。

○井上哲士君 全体として、日本がアメリカとの軍事的一体化の強化がされていると思うんです。が、それは一体何をもたらすのかという点で岩崎参考人と柳澤参考人にお聞きしたいんですが、安保法で、戦闘行為に発進準備中の米国戦闘機にも給油が可能ということになりました。今回、「いすゞ」型の護衛艦が空母化をするに当たつて海上自衛隊が行つた調査は、米国の後方支援を目的として、そしてF35Bの垂直着艦が行われるということを前提とした検討をした上で空母化というものが進められているわけですが、まさに空母化される「かが」に先日両首脳が乗り込んで三分の一しかありませんので、そうなると、日本を防衛する本来のミッションを果しながら印度洋まで出かけるというの、これはもうそれだけでは多分オーバーストレッチになつてくるんだろ。そこは、だから本当に何に重点を置くのかということをよほど決めてやらなければいけないんだろうと思うんですね。

そして、もう一つ、専守防衛ということです。まず、もう既に、一般論として、兵器というのはいつでも攻撃にも使えるだろうということではあるんですが、特に私が注目しているのは、長距離巡航ミサイルとさつき申し上げた高速滑空弾などです。それで、こうなりますと、まさに専守防衛の実態として、この間、インド洋などへも行って様々な訓練も既に「いすゞ」などが行つてきたわけですね。そこで、この間、インド洋などへも行つては、この地域とより離れた地域で複雑な脅威から我々を守ると、こういうふうにも述べました。

○参考人(岩崎茂君) 多分、太平洋、インド洋にわたるような活動というのは、インド洋について

演習のことを言つてゐると思いますけれども、専守防衛を超えるか超えないかというのは、それはまさしく私たち自衛隊の判断ではなくて政治の判断だというふうに思つています。

私たちの行動が別に政治的に隔離されたわけではありませんし、全てが公表された形で政治に報告されて私たちの訓練、それからいろいろな対処、こういったことが行われていますので、私は専守防衛の中でしっかりとやられているというふうに認識しております。

○参考人(柳澤協二君) ちょっと二つの点を申し上げたいと思うんですが、一つは、インド太平洋というビジョンが盛んに語られるんですけど、本当に実体があるんだろうかということを考えたときに、特に海上自衛隊の船の数が五十四隻、五十四隻で、船つていうのは、常時高練度で動ける船つて三分の一しかありませんので、そうなると、日本を防衛する本来のミッションを果しながら印度洋まで出かけるというの、これはもうそれだけでは多分オーバーストレッチになつてくるんだろ。そこは、だから本当に何に重点を置くのかということをよほど決めてやらなければいけないんだろうと思うんですね。

そして、もう一つ、専守防衛ということです。まず、もう既に、一般論として、兵器というのはいつでも攻撃にも使えるだろうということではあるんですが、特に私が注目しているのは、長距離巡航ミサイルとさつき申し上げた高速滑空弾などです。それで、こうなりますと、まさに専守防衛といふのは、守つておるだけじや勝てないだろうと、こう言われるんです。しかし、その勝てるつて一体何なんだろうかということなんですね。

まさに、相手国の意思を力ずくで変えるということが戦争に勝つということであれば、そういう

姿勢は取らないというのが本来日本の専守防衛の一番よって立つ原点の国家像だったと思うんです。そこを本当に全体としてどう守っていくのか、変えていくのかということが政治に課せられた大きな論点だろうというふうに思います。

○井上哲士君 今のことに関して、運用のこととバーチャルな敵を想定して、運用で力を考えたときに、能力を持ついても運用で力を考えたときと、そもそもそういう敵に脅威を与えるような、そういう能力そのものを持つべきでないという両方の議論があると思うんですけども、その点、参考人、どうお考えでしょうか。

○参考人(柳澤協二君) それは、ですから、例えば今までの政府見解でも、ICBMとか攻撃型空母は持つただけで憲法に反するんだという見解を出していました。

実は、ここで挙がっている装備はそれほどの装備ではないと思うんですね。そうしますと、脅威というものは、こちらが受け止めるときもそうですが、相手が受け止めるときも、能力と意図の掛け算で成り立つ概念であるとすると、そういう能力を多少持っていたとしても、別途それは運用上の工夫といったような実は生易しい言葉では足りないと思うんですが、本当に政治的にそういう使われ方をしないという担保が別途あれば、理屈の上では相手国に脅威を与えないということもあり得るんだろうというふうに思いました。

○井上哲士君 政治や外交の役割を柳澤参考人、強調されているんですが、先ほどから配られている資料と言っているのは、週刊金曜日の二月八日号の論文が私ども資料でいたいでいるんですけど、そこで強調されているのは、もはや力ずくで

中国と張り合いやり方を再考して、いわゆる対立緩和の努力が必要だということを強調されています。そこで、米朝交渉が一つのヒントになるので

はないか、それから、今おっしゃった攻撃する能力と意図ということを考えて対応することが必要だというようなことが書かれているんですが、この点、もう少し詳しくお述べいただけるでしょうか。

○参考人(柳澤協二君) 一つは、さっきも申し上げた、冒頭でも申し上げた際限ない運用の一体化と際限ない軍拡のようなその循環に入ってしまうのではないかという危惧を私は感じざるを得ないんですけれども、それはあくまでも能力に着目すれば、相手の能力がどんどん大きくなる、よってもってこちらの能力もどんどん増やさなければいけないという対抗関係、バランス勘定になつてくわけですね。

そうではなくて、相手がどんなものを持ったとしても、それを我が国を害するために直接使うかどうかというその意思の部分、動機の部分にどうアプローチするかということを考える、それが、米朝交渉を引き合いに出させていただきましてのは、まさにアメリカは制裁と圧力でもつて北朝鮮の意思を変えようとしたけれども、かえって相手の動機を強めて、結果を強めてうまくいかなかつた。そこで、去年の六月、強制というよりは、相手が欲しがつておられる体制保証というような御褒美を先に出すことによって、自発的に相手が意思を変えるようにするという手法が取られようとしたわけですね。

そういうことを考えると、力あるいは軍事力によつて解決するということを目指すだけではなくて、あるいは少なくとも日本のような軍事的に比較的大きくない国は、それを狙うよりは、もっと相手の国家の意思なり動機にどう働きかけられるかということを考えるというのが米朝交渉からうに考へるといふことがあります。

○井上哲士君 ありがとうございます。
○伊波洋一君 沖縄の風の伊波洋一です。

三人の参考人の皆さん、本日はありがとうございました。

まず、岩崎参考人にお伺いしたいと思います。

さきのインタビューで、大国と大国の小競り合い程度は考えられるが、本格的な米中の衝突はかなり起こり難いと考えられる答えていただきます。

○伊波洋一君 私、三年ほど前に参議院出まして外交防衛委員会に所属しておるんですけど、これまで何度も同様の議論をさせてもらっています。

自衛隊の海上自衛隊幹部学校の戦略研究会のコラムや、あるいはまたその論文集などにありますように、もう二〇一二年頃から、要するに今のまことに南西諸島で起つておられることがありますと指摘されました。岩崎参考人が言及された小競り合いは、まさにこの地域紛争ではないか。つまり、米中の衝突の戦場を、今の場合には沖縄県を始

めとする南西諸島で受け止めようとするのが今回の大きな論点ではないか。南西諸島の島々に住む人々にとつては不安に思つております。

陸上自衛隊のプロモーションビデオを見ますと、小競り合いとはいつても、全国から自衛隊が南西諸島に投入される、まさに戦争です。このよう

に日本国での戦争を前提とするのではなく、國土における戦争を避ける防衛戦略はなかったのでしょうか。

○参考人(岩崎茂君) 先ほどの、大国間の本格的な武力紛争は起こりにくい、でも、小さな紛争、小競り合いは起こり得る可能性があるというふうに申し上げましたけれども、別にこれはどこかの地域を捉えて発言した内容ではありません。

我々は、これまで何回も防衛計画の大綱、それから中期防を見直してきましたけれども、基本的には、我が國の領域においてそのようなことが起つたことを起こさないためにどうするかというふうな方策がこの中に表れています。

まさに、それは今回の大綱でも、その大綱の上位にあるものは国家安全保障戦略ですけれども、戦略、そして大綱、中期防を見ても、そういったことを起こさないためにどうするかというふうな方策がこの中に表れています。それは、外交手段もそうでしょ

そういう無駄な出費ができるんだといふことが指摘されて、もう幾つものコラムが書かれているんですね。今回の自衛隊も同様に、南西諸島を主として、テーマとして要綱が作られています。

米中の戦争は、大国同士の戦争はないけれども、その代わり同盟国周辺では戦争を起こし得るという状況で、長期的な戦略といいますか、それを解消しようという戦略が今行われているのではない

かというふうに思つてゐるが、それに、日本は日米同盟を強化するといつても、これ、日米同盟を強化すればするほど日本が戦争に組み込まれていくことになるのが今

は、本当に今は、まさに日米同盟というのは、かつて日本が攻撃されたらアメリカが相手をやつてくれるということだったけれども、もはや中国が相手だとやつづけてくれないとということを前提にしながら今の戦略が成り立っている。こういうまさに米国の盾になることが日米同盟、日本の役割として位置付けられてしまっているのではないかというふうに思えてならないんですね。

そういうことへの不安がいろいろ論文にも出ております、幾つか。そのことについて、やはり方向の転換といいますか、をやはり求められているというような思いは、これまでこの役職をされながら思つたことはないんでしょうか。つまり、今の安全保障戦略というのは、本当にこれからどんどん大きくなっていく中国に対し日本が本当に取るべき安全保障政策としては、これがもうベストなんでしょうか。そのことをちょっと私は大きく疑問に思つてゐるものですから、現場で指揮を執られた方としてどのようにお思いになつているのか、是非お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(岩崎茂君) 日米同盟を、又は日米安保条約をどのように評価するかということだというふうに思いますけれども、我々は、当然、国は独自

立国です。アメリカも独立国です。当然、最終的には私たちがどのような行動をするのかというのは、それは国が決めるべきだ。民主主義の国というのは、当然のことながら議会が決め、総理がこれを判断されるわけですね。

ですので、全くの例えは不安がないのかと言わると、それは隊員によつて若干のいろんなその差は出てくるかもしれませんけれども、我々は、考えることは何かといつと、国が決めたとおり、議会が決めたとおりに私たちが行動するということが全てだというふうに思います。私は、日米同盟を考えて今まで四十年間やつてまいりましたけれども、そういういた意味では比較的不安というのを感じたことは少なかつたというふうに思いました。

○伊波洋一君 そこで、佐藤先生にお伺いしますけれども、問題点として最後に指摘をしている、いわゆる同盟国や友好国が地域紛争、いわゆるプロキシーウォーを戦うよう組み込まれているということを日本としてどう受け止めるかというのが今問題だと先ほど指摘されました。先生としては、佐藤参考人としては、やはりこのような状況を方向性として正しいと思っているのか、あるいは、それからやっぱりそれるべきだと思つてゐるのか、御意見があればお伺いしたいと思います。

○参考人(佐藤丙午君) ありがとうございます。

プロキシーウォーについてなんですかれども、大量報復戦略の下におけるプロキシーウォーの意義というものと柔軟反応戦略の下におけるプロキシーウォーの意義というものは大きく異なります。オバマ政権の下、つまり前大綱の下では、そこで行われるプロキシーウォーというのが、米中若しくは米国を含めた大国同士の核戦争に直結しないようにいかに切り離すか、逆に言うとそこに日本との安全保障の脆弱性があつたので、日本側としては日米の関係を強化したという側面があると思います。

しかしながら、トランプ政権の下では、柔軟反応戦略に近い戦略が採用されておりますので、そ

立国です。アメリカも独立国です。当然、最終的には私たちがどのような行動をするのかというのは、それは国が決めるべきだ。民主主義の国ということのは、当然のことながら議会が決め、総理がこれを判断されるわけですね。

ですので、全くの例えは不安がないのかと言わると、それは隊員によつて若干のいろんなその差は出てくるかもしれませんけれども、我々は、考えることは何かといったと、国が決めたとおり、議会が決めたとおりに私たちが行動するということが全てだというふうに思います。私は、日米同盟を考えて今まで四十年間やつてまいりましたけれども、そういう意味では比較的の不安というのを感じたことは少なかつたというふうに思います。

○伊波洋一君 そこで、佐藤先生にお伺いしますけれども、問題点として最後に指摘をしている、いわゆる同盟国や友好国が地域紛争、いわゆるプロキシーウォーを戦うよう組み込まれているということを日本としてどう受け止めるかというのが今問題だと先ほど指摘されました。先生としては、佐藤参考人としては、やはりこのような状況を方向性として正しいと思っているのか、あるいは、

レーシヨンコントロールをする意味においてのプロキシーウォーといふものになつてゐると思ひます。そうなつたときには、プロキシーウォーを日本が、若しくはその同盟国がいかに戦うか、また、それを、その戦い方の中において日米の戦略的な一体性を高めることによつて、そのエスカレーションコントロールをできるように、いかに可能にするようにしておくかということが極めて重要なになつてきますので、逆に日米の一体化というものが特にトランプ政権の下においては、特にトランプ政権の戦略の下においては必須になつてまいります。

見た目上は、プロキシーウォーが戦われるということにおいて、南西諸島の皆様を始め日本の国民自体の不安を高めるものでありますけれども、それが結果的には核戦争を防止し、なおかつ地域紛争のエスカレーションを防ぐ効果につながりますので、そこは見た目上の効果と戦略上の意義というもののアンバランスが生じてゐるんだというふうに思います。

ただ、戦略上の考慮というのが全てにおいて優先されるべきであるとは思いませんで、そこは政治の側でその戦略上の問題とあと現実の見た目というものの調和を図つていくのが重要であるうういうふうに考えていてます。

○伊波洋一君 先ほどのお話の中では、その次に、いわゆる核兵器問題などを含めて国際条約の在り方、どういうふうに向き合つか。残念ながら、我が国は今、アメリカの言うとおりに核戦略でも国連でもそのような対応をしていますよね。つまり、でも、今お話しになつてゐる核戦略のエスカレーションというのを、現実の問題として多くの国々ではもう核戦略は使われないものだという意見もいろいろあります。しかし、私たち日本は、その核戦略のエスカレーションを避けるために我が国内を戦場にせざるを得ないというよう

こにおけるプロキシーウォーといふのはエスカレーションコントロールをする意味においてのプロキシーウォーというものになつてゐると思います。

そうなつたときには、プロキシーウォーを日本が、若しくはその同盟国がいかに戦うか、また、それを、その戦い方の中において日米の戦略的な一体性を高めることによつて、そのエスカレーシヨンコントロールをできるように、いかに可能にするようにしておくかということが極めて重要になりますので、逆に日米の一体化というのになつてきますので、特にトランプ政権の下においては、特にトランプ政権の戦略の下においては必須になつてまいります。

見た目上は、プロキシーウォーが戦われるといふことにおいて、南西諸島の皆様を始め日本の国民自身の不安を高めるものでありますけれども、それが結果的には核戦争を防止し、なおかつ地域紛争のエスカレーションを防ぐ効果につながりますので、そこは見た目上の効果と戦略上の意義というもののアンバランスが生じているんだというふうに思います。

ただ、戦略上の考慮というのが全てにおいて優

○参考人(佐藤丙午君) 冷戦期の西ドイツにおけるエスカレーショントに対する恐怖への対応を考えますと、これは核戦略の一体化というふうに当時の西ドイツは向かっておりました。いわゆる核のシェアリングを行うことによつて、核のボタンを、現実的にはそういう問題ではないんですけれども、核のボタンを西ドイツが持つことによって紛争の拡大を防止するという意味における安心感を手にしました。

では、じゃ、今エスカレーションを防止するということにおいて日本が核のボタンを持つということが現実的なんでしょうか。恐らく現実的ではないと思います。しかしながら、核戦略は厳然としてそこに存在します。そこといいかに日本の安全保障戦略をリンクさせていくかというのが今の、今回の大綱の一一番大きなポイントだと思ひますし、核戦略から離ることは理想ではあるかと思いますけれども、それは現実ではないというのが私の見解でござります。

○伊波洋一君 最後に、柳澤参考人に伺います。

日本の成長が止まって三十年。世界のGDPシェアでも、二〇〇〇年には一四%を占めた日本が二〇一八年には約三分の一の六%です。一方、中国は二〇〇〇年の四%から四倍の一六%になります。日本は貿易相手国のシェアとしても、米国が二〇〇〇年に二五%だったものが二〇一八年には一五%，中国は一三%から今日二四%になっています。

その中で、今回の大綱のように、従来の日米同盟の強化一辺倒の今の流れは、やはり従来の感覚の中で流れていると思いますね。そういう意味で、アジアとしても五〇%を占めている日本が、やはりこの安全保障政策においても、先ほど御指摘ありました、いろいろ今の大綱の問題点あるのではありませんか。

やはり私たちの国が向かうべき流れ、つまり、日米同盟というものを、やはりもつと中国とか含

めて、やはり敵対する関係でないようなものに行
くべきではないかと私は思うんですけれども、と
りわけ、昨年十月二十五日に安倍首相が訪中をし
て、これまで七年分のものを全部改善をして戻っ
ている今日の現状において、やはり戦争に向かう
道じやなくて、もう少し友好の道へという方向性を
を持つべきだと思いますが、そこで、是非、御提
言なり御意見なりをお伺いしたいと思います。

○参考人(柳澤謙二君) 私は、基本認識として、
日本というのは軍事大国ではあり得ない、むしろ
ミドルパワーであるわから、軍事力で国家間の
対立を解決するという方針は基本的には取れ
ない国であると思つています。

そして、もう一つは、今の日本の置かれた現状
の中で何が心配かといえば、るる今もお話、やり
取りにありましたように、アメリカと中国のパ
ワーチェンジの中での、その米中の対立関係がどのよ
うに、戦争になるのかならないのかというとき
に、その中で日本がどういう役割を果たすか。

もう日本はどうやつたってアメリカと中国の間
に挟まれた地政学的な条件があるわけですから、
そこで軍事大国にはなり得ない我が国がどうやつ
てやつていくかというときは、やはり私は、もう
これは今本当に、何というんでしようか、ビジョ
ン、アイデアだけありますけれども、アメリカ
とももちろん折り合いを付けなければいけません
し、片やで中国とも日本なりの立場で折り合いを
付けていかなければいけないんだろうと思うんで
すね。そういうのを具体的な外交課題の中はどう
一つ一つ、少なくとも日本が対立を深めるよう
な、特に米中の対立を更にアクセラレートするよ
うなやり方を取るべきではない、むしろ、そこは
日本流のやり方で間を取つていくような方向がお
のずと日本の取り得る道として見えるのではないか
かという感じはしております。

○伊波洋一君 最後に、今、大綱を見ましても、
二十七兆を二十五兆円分使うとか、いろいろ大変
厳しい状況の中で時代がどんどん変化している。
しかし、もう二十年以上、辺野古問題というのとは

さつと解決できずにいるんですね、今ね。今まで毎日のよう沖縄の人たちが抗議したり、またいろいろと。
こういう、私から見ますと、まさに辺野古問題というのは、安全保障の関係からいえばそんなに大きな問題じやないんじやないかと。グアムに海兵隊も移っていくし、いろんな可能性あると思うんだけどもと思うんですが、率直に、御三名の参考人、この辺野古問題へのアドバイスあるいは御意見をいただければ有り難いと思っておりまます。一言ずつでもいいんですけれども、重要であるとか重要な点でないとか。

だから守りたいのですから、私は今、そこで
ちょっと悩んでいます。本当に国防のために民意
を、民意の枠というものは超えていいのか超えて
はいけないのか、そのところが基本的に問われ
ている問題かななどということで、今、私は個人的に
いろいろ考えております。

○伊波洋一君 どうも、本日はありがとうございます。
ました。

○委員長(渡邊美樹君) 参考人にに対する質疑はこ
の程度にとどめます。

この際、一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、長時間にわたり大変有益な
御意見をお述べいただき、誠にありがとうございました。
ました。委員会を代表して厚く御礼申し上げま

れ、外来生物により沖縄島の生態系が壊される。
辺野古新基地は、ジュゴン、ウミガメ、サンゴ類
がすむ辺野古の美しく豊かな海を埋めて造られ
る。埋立ての土砂と一緒に、アルゼンチンアリ、
ハイイロゴケグモ、オオキンケイギクなど特定外
来生物が沖縄へ運び込まれ、生態系を壊す。これ
らの行為は、どれも生物多様性条約やそれに基づ
いた生物多様性国家戦略に違反する行為である。
については、次の事項について実現を図られた
い。
一、「故郷の土で辺野古の美しい海を埋め立てな
いでほしい」「故郷の土を基地建設に使つてほし
くない」との思いから、西日本からの土砂搬出
計画の撤回、及び辺野古新基地建設の土砂投入
を中止すること。

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、本土からの辺野古埋立用の土砂搬出計画をやめることに関する請願(第一五八六号)
一、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(第一五八七号)(第一五九八号)(第一六一九号)
一、イメージ・アシヨア配備計画の撤回に関する請願(第一六一九号)

第一五八六号 令和元年五月十七日受理
本土からの辺野古埋立用の土砂搬出計画をやめる
ことに関する請願

請願者 東京都都立区 田上聰太郎
紹介議員 吉良よし子君

定書については、早期批准について真剣に検討を進める」としている。政府はこの計画のつと

り、速やかに選択議定書を批准すべきである。については、次の事項について実現を図られた

い。一、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること。

第一五九八号 令和元年五月二十日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 東京都東村山市 菊地智之 外九
十九名

紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。
第一六一九号 令和元年五月二十一日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市 武野裕子 外九
十九名

紹介議員 伊波 洋一君
この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。

第一六二九号 令和元年五月二十二日受理
イージス・アショア配備計画の撤回に関する請願

請願者 山口県萩市 藤井郁子 外四千七
百十三名

紹介議員 仁比 啓平君
この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。

政府は、陸上配備型迎撃ミサイルシステムイー

ジス・アショアの配備候補地が秋田県と山口県の二か所であると二〇一八年五月に正式発表した。

六月一日、防衛省の大野政務官が山口県庁を訪れ、山口県・萩市・阿武町に適地調査の説明を行った。防衛省は、六月十七日・十八日・十九日の三日間にわたり住民説明会を開催し、その翌々日、適地調査の参加業者を募る入札公告を出した。住民説明会における住民・市民の不安や疑問をよそに、憲法や地方自治の理念をないがしろに

したイージス・アショア配備ありきの強行に憤り

を覚える。自衛隊演習場の目的から大きく逸脱した巨大ミサイル基地が出現すれば、地域の自然・生産・生活環境を破壊するのみでなく、米国と一体化した集団的自衛権の行使に道を開くことになる。その結果として、住民・市民・国民を戦闘に巻き込む事態を招き、平和なることは一転して攻撃目標となってしまう。戦争をせず、戦力を持たず、平和外交によってあることをも言われるイージス・アショアを購入するより、福祉・医療・教育の充実に血税を充てることを望む。住民・市民・国民の平和のうちに生存する権利を奪い、軍事の際限ない拡大につながりかねないイージス・アショア配備計画の撤回を求める。

については、次の事項について実現を図られた

業から一基が一千億円以上とも言われるイージス・アショアを購入するより、福祉・医療・教育の充実に血税を充てることを望む。住民・市民・国民の平和のうちに生存する権利を奪い、軍事の際限ない拡大につながりかねないイージス・アショア配備計画の撤回を求める。

一、「イージス・アショア」配備計画を撤回すること。

六月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願 第一六七一号

一、東京・横田基地へのCV22オスプレイ配備撤回と全ての飛行・訓練の中止に関する請願

請願者 東京都八王子市 田中秀成 外四
千三百六名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第八二六号と同じである。

第一七六八号 令和元年五月二十八日受理
経済連携協定参加を見直すことに関する請願

請願者 東京都練馬区 遠藤正治 外二千
八百四十七名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。

政府は、二〇二二年の社会保障制度改革推進法の成立以後、社会保障の財源を消費税とする一方、社会保障費の自然増分を抑制し続けている。

低所得者ほど重い負担となる消費税は、社会保障の財源としてふさわしくない。消費税率一〇%への引上げや社会保障費の抑制の継続は、貧困と格差を一層拡大する。格差と貧困の拡大は社会問題になつており、それを助長する不平等な政策は直ちに中止すべきである。憲法第二十五条规定のものである。高過ぎると言われている国民健康保険料(税)も改善されないばかりか、ますます高くなることが予想されている。貧困を解消し、若者も高齢者も誰もが安心して生き続けられる社会にしていくために、今こそ憲法第二十五条に基づき、社会保障制度の拡充をすべきである。

については、次の事項について実現を図られた

一、自由貿易につながる通商交渉からの離脱に関する請願(第一八九三号)
一、辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願(第一九七二号)
(第一九七三号)(第一九七四号)(第一九七五号)(第一九七六号)(第一九七七号)(第一九七八号)

八号(第一九七九号)(第一九八〇号)(第一九八一号)(第一九八二号)(第一九八三号)(第一九八四号)(第一九八五号)

第一六七一号 令和元年五月二十四日受理
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

請願者 東京都あきる野市 田端あづみ
外九十九名
紹介議員 系数 慶子君
この請願の趣旨は、第一五八七号と同じである。
第一七六七号 令和元年五月二十八日受理
東京・横田基地へのCV22オスプレイ配備撤回と全ての飛行・訓練の中止に関する請願

請願者 東京都八王子市 田中秀成 外四
千三百六名
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第八二六号と同じである。

第一七六九号 令和元年五月二十八日受理
経済連携協定参加を見直すことに関する請願
請願者 東京都練馬区 大下真 外二千八
百四十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。

第一七七〇号 令和元年五月二十八日受理
経済連携協定参加を見直すことに関する請願
請願者 横浜市 岡井景子 外二千八百四
十七名
紹介議員 岩渕 友君
この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。

第一七七一号 令和元年五月二十八日受理
経済連携協定参加を見直すことに関する請願
請願者 東京都町田市 小作友香 外二千
八百四十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。

第一七七二号 令和元年五月二十八日受理
経済連携協定参加を見直すことに関する請願
請願者 東京都練馬区 川崎秀幸 外二千
八百四十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。

政府は、二〇二二年の社会保障制度改革推進法の成立以後、社会保障の財源を消費税とする一方、社会保障費の自然増分を抑制し続けている。低所得者ほど重い負担となる消費税は、社会保障の財源としてふさわしくない。消費税率一〇%への引上げや社会保障費の抑制の継続は、貧困と格差を一層拡大する。格差と貧困の拡大は社会問題になつており、それを助長する不平等な政策は直ちに中止すべきである。憲法第二十五条规定の国民の生存権を保障するのは國の責任である。進められている「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現も社会保障・福祉の公的責任を投げ捨てるものであり、七十五歳以上の医療費窓口負担の原則二割化にすることも高齢者の生活をますます脅かす

紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。	経済連携協定参加を見直すことに関する請願
第一七七三号 令和元年五月二十八日受理 経済連携協定参加を見直すことに関する請願	請願者 東京都杉並区 渡辺正 外二千八百四十七名 紹介議員 辰巳孝太郎君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。
請願者 東京都立川市 平良健司 外二千八百四十八名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。	第一七七四号 令和元年五月二十八日受理 経済連携協定参加を見直すことに関する請願
請願者 東京都練馬区 上原喜美 外二千八百四十七名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。	請願者 東京都中野区 北林秀男 外二千八百四十七名 紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。
請願者 東京都練馬区 須貝辰也 外二千八百四十七名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。	第一七七八〇号 令和元年五月二十八日受理 経済連携協定参加を見直すことに関する請願
請願者 東京都中野区 藍原兼吉 外二千八百四十七名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。	請願者 東京都中野区 伊藤みどり 外二千八百四十七名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。
請願者 東京都中野区 岡崎心 外二千八百四十七名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。	第一七八一號 令和元年五月二十八日受理 経済連携協定参加を見直すことに関する請願
請願者 東京都中野区 岡崎心 外二千八百四十七名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。	請願者 東京都中野区 藍原兼吉 外二千八百四十七名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。
請願者 東京都中野区 岡崎心 外二千八百四十七名 紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。	第一九七三号 令和元年五月三十日受理 辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願
請願者 東京都中野区 岡崎心 外二千八百四十七名 紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第一七六八号と同じである。	請願者 大阪市 本山千恵子 外一千五百一十八名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。
第一九七二号 令和元年五月三十日受理 辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願	第一九七四号 令和元年五月三十日受理 辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願
請願者 京都市 豊田明子 外一千五百三十 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。	第一九七五号 令和元年五月三十日受理 辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願
第一九七五号 令和元年五月三十日受理 辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願	第一九七六号 令和元年五月三十日受理 辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願
請願者 京都市 豊田明子 外一千五百三十 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第四九一号と同じである。	請願者 鹿児島市 德永まゆみ 外一千五百二十八名 紹介議員 岩瀬 友君 この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。
第一九七六号 令和元年五月三十日受理 辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願	第一九七七号 令和元年五月三十日受理 辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願
請願者 京都市 池田好信 外一千五百二十 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。	請願者 京都市 池田好信 外一千五百二十 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。

第一九七八号 令和元年五月三十日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 鹿児島市 山浦時子 外千五百二十一
十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。

第一九七九号 令和元年五月三十日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 鹿児島市 荒木光子 外千五百二十一
十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。

第一九八〇号 令和元年五月三十日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 鹿児島県姶良市 水本利香 外千五百二十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。

第一九八一號 令和元年五月三十日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 鹿児島市 原田和子 外千五百二十一
十八名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。

第一九八二号 令和元年五月三十日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 大阪市 金森たえ子 外千五百二十一
十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。

第一九八三号 令和元年五月三十日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩川内市 桑畠理美子
外千五百二十八名

この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。

第一九八四号 令和元年五月三十日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 鹿児島市 福満健太 外千五百二十一
十八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。

第一九八五号 令和元年五月三十日受理

辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 鹿児島市 久永陽子 外千五百二十一
十八名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一九七二号と同じである。

令和元年六月二十六日印刷

令和元年六月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

C